

注)この翻訳版とラオ語版との間に矛盾が生じた場合は、ラオ語版が優先されるものとします。



ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主主義 統一 繁栄  
国家主席

第 008 号/国家主席  
首都ビエンチャン、2024年1月5日

### 知的財産法の公布に関する国家主席令（改正版）

- ーラオス人民民主共和国の憲法（2015年改正版）第VI部第67条第1項に基づき、
- ー知的財産法（改正版）の承認に関する2023年11月20日付けの国民議会の決議第108号/国民議会に基づき、
- ー第38号/常任委員会、2023年12月20日付けの国会常任委員会からの提案書に基づき、

ラオス人民民主共和国  
国家主席は、以下の国家主席令を発行する。

- 第1条 知的財産法（改正版）を公布する。  
第2条 本国家主席令は、署名されたその日付より発効する。

ラオス人民民主共和国国家主席



トンルン・シースリット



ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国民議会

第 108 号/国民議会  
首都ビエンチャン、2023 年 11 月 20 日

### 知的財産法（改正版）の承認に関する国民議会の決議

- 2015 年 12 月 8 日付けのラオス人民民主共和国の憲法第 63 号/国民議会第 53 条第 1 項に基づき、
- 2020 年 6 月 30 日付けの国会法及び県人民議会法の一部条項改正に関する法第 82 号/国民議会第 11 条第 1 項に基づき、

第 9 期国民議会の第 6 回通常会議のうち 2023 年 11 月 17 日午後の会議において知的財産法（改正版）の内容に関して幅広く詳細な検討が実施され、2023 年 11 月 20 日の午後に採択された結果、

**国民議会は次に関する合意に達した。**

- 第 1 条 知的財産法（改正版）を、会議に出席した国会議員の過半数の投票数を得て採択する。
- 第 2 条 本決議は、署名されたその日付より発効する。

国民議会議長



Dr. サイソムポーン・ポムヴィハーン



ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国民議会

第 50 号/国民議会  
首都ビエンチャン、2023 年 11 月 20 日

## 知的財産法（改正版）

### 第 I 編

#### 総則

##### 第 1 条 （改訂）目的

本法は、市場に基づく経済機構に従って、貿易、投資、競争力を効率的かつ効果的に促進し、グリーンで持続可能な方向に沿って地域及び国際社会に連結することを目指し、発明的思考、創造、知識に基づく経済、科学・技術・イノベーションの開発、国内外の技術移転を奨励・促進し、知的財産所有者の正当な利益や国家・社会の利益を確保することを目的とし、知的財産権の管理及び保護に関する原則、規制を定める。

##### 第 2 条 知的財産

知的財産とは、発明及び創作を通じた人間の知性活動によって生み出される作品をいう。

##### 第 3 条 （改訂）用語の説明

本法で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 産業財産とは、工業、手工芸、農業、漁業、商業及びサービスの分野における知的財産をいう。
2. 産業財産権とは、産業財産に関する個人、法人又は組織の権利をいう。
3. 特許とは、進歩性があり、産業上の利用が可能な新発明を保護するために行政機関が発行する公的証明書をいう。
4. 発明とは、特定の問題を解決する新規の製品又は製造方法を創作するための技術的解決をいう。
5. 小特許とは、考案を保護するために行政機関が発行する公的証明書をいう。
6. イノベーションとは、高品質の製品及び商品の研究、発明、サービス提供、開発を新しい方法で社会に送り出すために、科学技術における知識、能力、製造方法及び経験を活用することをいう。

7. 考案とは、製品又は新たな製造方法を改良するために発明の場合よりも簡単な技術を用いる技術的改良を通じて得られる新規の革新的作品をいう。
8. 意匠とは、創作された製品の外観又は形状であって、形状、模様、線、色彩などを含むものをいう。
9. 標章とは、ある個人、法人及び組織の商品又はサービスを、他の個人、法人及び組織の標識から識別することが可能な標識又は標識の組合せをいう。
10. 商標とは、本条の第9項に規定される標章であって、商品又はサービスに用い、かつ、当該商品又はサービスと他の商品又はサービスとを識別するためのものをいう。
11. 団体標章とは、グループ企業又は協会、協同組合、国若しくは民間の組織の構成員若しくは個人のグループにより共同で使用される商標をいう。
12. 認証標章とは、その所有者が他の個人、法人又は組織に対し、商品の出所、原料及び製法又はサービスの提供方法にかかる特性、商品又はサービスの種類、品質、安全性、又はその他の特性を証明するために、その商品又はサービスについて使用を許可する商標をいう。
13. 周知商標とは、ラオス人民民主共和国の領土内で広く認識されている商標をいい、かかる認識が当該商標の宣伝活動の結果である場合を含む。
14. 集積回路とは、完成品又は半完成品であって、当該製品中の様々な要素が能動素子であり、相互接続の一部又は全部が半導体の中及び／又は上に接続・結合されており、かつ、当該製品が電子的機能を果たすことを目的としているものをいう。
15. 半導体 (Semiconductor) とは、導体と絶縁体の中間の導電性を有する材料をいう。
16. 集積回路配置とは、少なくとも1個の要素が能動素子である集積回路及び集積回路の相互接続の一部又は全部で表現された三次元配置、又は製造を目的とした集積回路の三次元配置をいう。
17. 地理的表示とは、ある国の領土、区域又は地域が商品の原産地であることを示すために使用される名称又は記号であって、商品の品質及び評判又はその他の特性が地理的原産地にかかる重要な特性であるものをいう。
18. 植物品種とは、既知の単一の最下位植物分類単位内の植物群集団をいい、その集団は、育成者権の付与条件が完全に満たされているか否かにかかわらず、一定の遺伝子型又は複数の遺伝子型の組み合わせの結果から生じる特性の表現により定義することができ、当該特性の少なくとも1個の表現により他の植物集団から区別され、繁殖時に均一性と安定性がある。
19. 繁殖材料とは、植物、又は新芽、根茎、種子、枝等の新しい植物を生成することができる植物の部分をいう。
20. 育成者とは、植物品種を発見・発育させた者、又は植物品種の改良のために他人を雇った若しくは委託した者、又は契約に定めるように共同で植物品種の改良をする者をいい、その者の権利承継人も含む。
21. 著作権とは、芸術、文学、又は科学の分野における自己の創作著作物に対する個人、法人又は組織の権利をいう。

22. 著作隣接権とは、実演、録音体、放送番組、又は暗号化した又は暗号化していない衛星放送番組の自己の著作物に対する個人、法人又は組織の権利をいう。
23. 著作物とは、芸術、文学及び科学の分野において、いずれかの形態又は方法で表現された個人、法人又は組織の創作著作物をいう。
24. 二次的著作物とは、1以上の既存の著作物に基づく著作物をいい、著作権で保護されている著作物の翻訳、翻案、編曲、修正、変形、解釈及びその他の変更を含む。
25. 著作物の公開とは、著作物の著作者の許可を得て、当該著作物の性質に配慮しつつ、公衆の合理的な需要を満たすために十分な数の複製物を公衆に提供することをいう。演劇、劇中伴奏音楽、映画作品又は音楽作品、文学作品の公開朗読、文学又は芸術作品の有線又は放送による通信、芸術作品の展示及び建築作品の創作は著作物の公開とみなされないものとする。
26. 著作隣接権の著作物の公開とは、公衆の合理的な要求を満たすために、権利所有者の許可を得て、実演の記録又は録音体の複製物を公衆に提供することをいう。
27. 著作物の再現とは、著作物、録音体又は著作隣接権の対象物を何らかの方法により複製することをいい、著作物、録音体又は著作隣接権の対象物の永続的又は一時的な複製を含む。
28. 録音体とは、実演の音又はその他の音を、オーディオディスク、カセット、レーザーディスク、CD-ROM等の録音機器又はその他の手段により録音したものをいう。
29. 放送とは、ラジオ若しくはテレビ放送、又はインターネット、衛星通信、有線若しくは無線システムにより音声若しくは画像及び音響信号を送受信するなどの方法によって著作物を公衆に提供することをいう。
30. 応用芸術とは、他の目的に使用するために翻案された芸術をいう。
31. 優先日とは、出願人が国外、他の官庁、又はラオス人民民主共和国において登録を出願した日のうち先に有効となった日をいう。
32. 利用とは、権利所有者の許可を条件とする行為を、報酬又はその他の利益の有無にかかわらず、実行又は実行を申し出ることをいう。
33. ソースコード(Source Code)とは、コンピュータシステムのオペレーティングシステムの制御又は一般的な使用から特定のタスクの使用までの制御のために、人間が読解可能なコンピュータ言語で書かれたコマンドコード又はプログラム言語をいう。
34. オブジェクトコード(Object Code)とは、コンピュータ内の特定のシステムを使用するために、翻訳ツールを使用して元の言語から翻訳されたコマンドコード又はプログラム言語をいう。

#### 第4条 (改訂) 知的財産に関する国家政策

国は、知的財産及び個人、法人又は組織の発明、創作の成果を認定し、登録を円滑化し、国の法令、文化又は優れた伝統、国防・公安維持、健康及び環境に反しない知的財産所有者の権利と利益を保護する。

国は、政策、法令、戦略計画及び措置の策定、予算の提供、インフラの構築、人的資源、車

両及び機器の貢献及び開発を通じて、知的財産活動を支援し、促進する。

国は、国内外の個人、法人、又は組織に対し、そのような活動の全国への普及を含む知的財産活動に投資することを支援し、奨励する。

#### **第5条 (改訂) 知的財産に関する原則**

知的財産業務に関する原則は、次のとおりとする。

1. ラオス人民民主共和国の政策、法律、戦略計画及び国家社会経済開発計画を遵守する。
2. 知的財産の所有者に対する公正さを認識し、尊重し、保護し、確保する。
3. 本法の下で登録された産業財産及び植物新品種を保護する。
4. この法律の規定に従って、著作権及び著作隣接権の著作物を直ちに保護する。
5. 知的財産のあらゆる利用は、当該権利の所有者から許可を得なければならない。
6. ラオス人民民主共和国が締約国となっている条約及び国際協定を遵守する。

#### **第6条 本法の適用範囲**

本法は、ラオス人民民主共和国において知的財産活動に従事している国内外の個人、法人及び組織に適用される。

#### **第7条 (改訂) 国際協力**

国は、相互の独立、主権、互恵の尊重に基づき、知的財産活動の開発及び管理、科学、技術、革新、情報の面における教訓の交換、人的資源の開発並びにラオス人民民主共和国が締約国となっている条約及び関連する国際協定の実施のために、知的財産活動に関連する外国との地域的及び国際的な交流・協力を促進する。

## 第 II 編

### 知的財産

#### 第 8 条 知的財産の枠組み

知的財産は、以下により構成される。

1. 産業財産
2. 植物新品種
3. 著作権及び著作隣接権

#### 第 9 条 産業財産

産業財産は、以下により構成される。

1. 特許
2. 小特許
3. 意匠
4. 商標
5. 商号
6. 集積回路配置
7. 地理的表示
8. 営業秘密

#### 第 10 条 植物新品種

植物新品種は、以下により構成される。

1. 一般に存在し、改良により植物新品種になる植物の品種。
2. 自然界で発見され、育成により植物新品種になる植物の品種。

#### 第 11 条 著作権及び著作隣接権

著作権及び著作隣接権は、以下により構成される。

1. 芸術的、文学的又は科学的作品に対する著作権。
2. 実演者、録音体制作者及び放送組織の作品に対する著作隣接権。

## 第 III 編

### 産業財産

#### 第 1 章

#### 産業財産取得の要件

##### 第 12 条 登録の対象となる産業財産

登録の対象となる産業財産は、以下のとおりである。

1. 特許
2. 小特許
3. 意匠
4. 商標
5. 集積回路配置
6. 地理的表示

商号及び営業秘密については、産業財産の登録を必要としないが、本法の規定に基づいて保護される。

##### 第 13 条 (改訂) 特許取得の要件

特許を取得するためには、発明が以下の要件を満たしていなければならない。

1. 当該発明が、登録出願の出願日前又はその特許出願にかかる優先日以前に、ラオス人民民主共和国又は世界の何れかの場所において存在せず、刊行物、電子媒体、実際の使用又は他の何れかの手段により、公衆に開示されていない新規なものであること。
2. 先の発明と比較してより進歩性を有すること。
3. 工業、手工芸、農業、漁業、貿易及びサービス等の分野において産業上利用可能であること。

##### 第 14 条 (改訂) 小特許取得の要件

小特許を受けるためには、考案が以下の要件を満たしていなければならない。

1. 当該考案が、小特許の登録出願の出願日前 1 年以内に、ラオス人民民主共和国において、刊行物、電子媒体、実際の使用又は他の何れかの手段により、公衆に開示されていない新規なものであること。
2. 特許の進歩性より容易な進歩性を伴う新規の技術的改良を有すること。
3. 工業、手工芸、農業、漁業、貿易及びサービス等の分野において産業上利用可能であること。

## 第 15 条 （改訂）意匠証明書取得の要件

意匠証明書を受けるためには、意匠が以下の要件を満たしていなければならない。

1. 当該意匠が、登録出願の出願日前又はその意匠証明書を求める出願にかかる優先日以前に、ラオス人民民主共和国又は世界の何れかの場所において存在せず、刊行物、電子媒体、実際の使用、展示又は他の何れかの手段により、公衆に開示されていない新規なものであること。
2. 当該意匠が用いられるか又は含まれる物品に特別な外観を与えるという意味で装飾的なものであること。

## 第 16 条 （改訂）商標証明書取得の要件

商標証明書を取得するためには、商標が以下の要件を満たしていなければならない。

1. 当該標章が、個人、法人又は組織の商品又はサービスを他の個人、法人又は組織の商品又はサービスから識別することが可能な標識又は複数の標識の組合せであること。標識には、言葉、人名、デザイン、数字、図形要素、形状、立体画像、動画、製品の包装資材、色彩の組合せ又は複数の標識の組合せを含めることができる。
2. 当該標章が、同一の商品又はサービスについて先に登録された商標、周知商標又は地理的表示と同一でないこと。
3. 当該標章が、同一の、類似の又は関連する商品若しくはサービスについて先に登録された商標又は周知商標と類似していないこと、ただし、当該標章の使用により、当該商品若しくはサービスの出所に関して混同を引き起こすか又は当該標章が他者と関連している若しくは関連付けられているという誤解を招くことがある場合に限る。
4. 当該標章が、本法第 23 条に規定されている標章ではないこと。

商標は、以下の要件を満たす場合には、周知のものとみなされる。

1. 当該商標が、本条の第 1 項において規定されている商標であり、周知商標であると主張されている商標の所有者の商品又はサービスを示すものとしてラオス人民民主共和国の領土内で広く認識されているものであること。
2. 当該商標がラオス人民民主共和国における登録の要件に反していないこと。
3. ある商標を周知商標とみなすには、下記の事柄にかかる証拠がなければならない。
  - 3.1. 公衆が商品若しくはサービスに関連する広告、売買、当該商標の使用を通じて当該商標を認識していること。
  - 3.2. 当該商標を付した製品、商品、サービスが広く流通していること。
  - 3.3. 販売された商品又は提供されたサービスが大量であること。
  - 3.4. 当該商標の使用期間が規則的かつ継続的であること。
  - 3.5. 品質、社会での広範な人気に基づく、商品又はサービスへの商標の使用にかかる信用。
  - 3.6. 国内消費者が当該商標の評判を広く認識していること。

3.7. 商標への投資に、宣伝広告への投資又は当該商標に対する意識の向上など、高い価値があること。

周知商標は、本法に基づいて保護される。

### 第17条 (改訂) 集積回路配置証明書取得の要件

集積回路配置証明書を受けるためには、集積回路配置が以下の要件を満たしていなければならない。

1. 回路配置が、他者の回路配置と類似せず、創作者の着想から創作され、その創作の時点において回路配置創作者業界及び集積回路製造者の間でありふれていない独創的なものであること。
2. 回路要素及び接続部分の組合せから構成されている回路配置であり、特に本条第1項の要件を満たす場合に全体が保護されること。
3. 集積回路配置が権利所有者により世界中で商業的に利用される前に又は商業的利用日から2年以内に、登録出願が提出されること。

### 第18条 (改訂) 地理的表示証明書取得の要件

地理的表示証明書を受けるためには、製品が以下の要件を満たしていなければならない。

1. ある国の領土、地域又は地方の商品の原産地を示す名称又は標識であること。
2. 当該商品の所与の品質、評判又はその他の特性が本質的にその原産地に帰されること。その品質、評判又はその他の特性は、土壌、空気、水、生態系の条件を構成する自然的要素と、製造者の技能及び経験並びにその地方の伝統的な製造方法を構成する人間的要素に基づかなければならない。

### 第19条 (改訂) 商号

商号は、事業運営のために使用される企業の名称である。商号は、それが商標の一部を構成するか否かにかかわらず、当該企業の商号が登録されると、たとえ商号登録の義務がない場合でも保護を受けることができる。

### 第20条 営業秘密

営業秘密は、処方、製法、又は商業的価値を有しかつ個人間でまだ知られていない又は各種情報を取り扱う業界内の関係者が容易に取得できない情報に関して、開示することができない機密情報である。

## 第2章 登録を受けることができない産業財産

### 第21条 (改訂) 特許又は小特許を受けることができない発明又は考案

特許又は小特許を受けることができない発明又は考案は、以下のとおりである。

1. 自然界に存在する生命体又は生命体の構成要素を含む、既存の発見である発明又は考案。
2. 発明や考案の要素が含まれている場合であっても、単なる科学的原理若しくは理論、数式、又は事業を行うか若しくはゲームをするための一連の規則。
3. 人間又は動物の病気の診断、治療及び手術の方法又は手順。
4. 微生物以外の、特に植物又は動物を生産するための生物学的な方法、ただし、発明又は考案の要素が含まれている場合がある。

特許又は小特許は、以下の場合は、如何なるときでも、拒絶される。

1. 国の文化及び優れた伝統、社会秩序及び倫理に反し、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康に被害を与える、又は環境に重大な損害を与える場合。
2. ラオス人民民主共和国の安全及び平和に反する場合。

### 第22条 意匠の登録を受けることができない意匠

意匠の登録を受けることができない意匠は、以下のとおりである。

1. 当該意匠が使用されている又は具現化されている物体の技術的特徴により決まる外観を有する意匠。
2. 社会秩序及び国の優れた伝統に反する意匠。

### 第23条 (改訂) 商標の登録を受けることができない標章

商標の登録を受けることができない標章は、以下のとおりである。

1. 混同を引き起こす、又は出願人の商品又はサービスを他の個人、法人又は組織の商品又はサービスから識別できない標章。
2. 際立った特徴に欠ける、又は種類、品質、数量、用途、価額、原産地若しくは製造時期に関する特定の標識若しくは表示を含む商標、又はラオス人民民主共和国で一般的に使用される言語で、かつ、商慣行において一般的な名称になった標章。
3. 公衆に誤解を生じさせるような内容で、虚偽の若しくは欺瞞的な標章。
4. 商品又はサービスの出所、一般的若しくは特定の内容、製造方法、数量、又は商品及びサービスに対する標章の用途に関して公衆に誤認を生じさせる標識からなるか若しくはこれらを含む標章。

5. 関係政府機関からの許可を得ることなく、紋章、国旗、公式の標識、文化的シンボル、ラオス人民民主共和国若しくは外国の郡、特別区、特別市、県、首都の略称若しくは正式名称からなる又はその標識を含む標章。
  6. 政府又は関係する国際組織から許可を受けることなく、国際組織の標章又は国際条約により創設された標識、政府又は国際組織の公式の印章又は標識からなるか又はこれらを含む標章。
  7. 許可を得ることなく、生きている人の名称、像又は肖像からなるか又はこれらを含む標章。
  8. 文化的象徴若しくは記念物、歴史的像、国民的英雄若しくは指導者の名称若しくは像若しくは肖像からなるか若しくはこれらを含む標章、又は国の優れた伝統に無礼な若しくはこれに反する標章。
  9. 同一の、類似の又は関連の商品及びサービスについて既に登録されている商標と同一又は類似の標章。
  10. 同一の、類似の又は関連の商品及びサービスにかかる周知商標と同一又は類似の標章。
  11. 同一の、類似の又は関連の商品及びサービスを提供する企業にかかる商号と同一又は類似の標章。
  12. 商品又はサービスの出所に関して混同を生じさせるか又は登録標章若しくは周知商標若しくは商号との関係を偽って示唆する本条に記載の標章。
  13. 製品の出所を示す地理的表示の標識が含まれている又はこれを組み込んでいるが実際には当該製品はその地理的表示に由来するものではない標章。
  14. 製品に真の地理的表示がある場合でも、当該商品が他の領域で作られたものであるかのように公衆に誤解を生じさせる地理的表示の標識からなるか又はこれを含む標章。
  15. 生きているか若しくは死亡した人、機関、信念又は国の象徴との関係を虚偽に示し、誹謗中傷や名誉毀損を示すような標識からなるか又はそれらを含む標章。
  16. 競争相手の商品の製造地、又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせる内容の標章。
  17. 競争相手の商品の製造地、又は工業上若しくは商業上の活動の信用を落とさせる内容の標章。
  18. 国の安全、社会秩序、国の文化及び優れた伝統に反する標章。
- 商品又はサービスの内容は、如何なる場合も、当該標章の登録の障害とはならない。

#### **第 24 条 集積回路配置の登録を受けることができないもの**

集積回路配置の登録を受けることができないものは、以下のとおりである。

1. 集積回路の原理、製法、システム又は動作方法。
2. 集積回路に含まれる情報又はソフトウェア。

#### **第 25 条 登録を受けることができない地理的表示**

登録を受けることができない地理的表示は、以下のとおりである。

1. 商品の出所について誤解又は混乱を生じさせる地理的表示。
2. ラオス人民民主共和国において当該商品の通例の名称となっている地理的表示の名称。
3. 当該の表示がラオス人民民主共和国に存在する米、コーヒー、茶及びぶどうの品種の通例の名称と同一である米、コーヒー、茶及びぶどう酒の製品に関する地理的表示。
4. 他国の地理的表示であって、その地理的表示が原産国において保護されていないか若しくは保護が終了されたもの又はその国での使用が中止されたもの。
5. 保護されている商標と同一であるか又はこれに類似する地理的表示であって、その使用が当該商品の出所に関して誤解を生じさせるもの。
6. 保護されている米、コーヒー、茶及びぶどう酒の地理的表示と同一の称呼である地理的表示。

### 第3章 産業財産の保護及び登録出願

#### 第26条 産業財産の保護を受けることができる者

産業財産の保護を受けることができる者は、以下のとおりである。

1. ラオス国民若しくはラオス人民民主共和国内の居住者又はラオス人民民主共和国の法律に基づいて設立された法人若しくは組織。
2. パリ条約又は産業財産の保護に関するその他の国際協定であって、ラオス人民民主共和国も加盟している国際協定の何れかの加盟国の国籍を有する個人。
3. ラオス人民民主共和国の又はパリ条約若しくは産業財産の保護に関するその他の国際協定であってラオス人民民主共和国も加盟している国際協定の何れかの加盟国の領土内の居住者である個人。
4. パリ条約又は産業財産の保護に関するその他の国際協定であって、ラオス人民民主共和国も加盟している国際協定の何れかの加盟国の領域内に現実かつ効果的な商業上又は工業上の営業所を有する個人、法人又は組織。

産業財産の保護を受ける権利を有する外国の個人、法人又は組織も、ラオス国民と同等に扱われる。

#### 第27条 (改訂) 出願

国内外の個人、法人、又は組織は、ラオスが加盟している条約に基づいて、商工省又は外国若しくは国際産業財産登録機関に産業財産の登録を出願することができる。

ラオス人民民主共和国で産業財産の登録出願を希望する外国に所在する個人、法人又は組織は、ラオス人民民主共和国に事業所又は法定代理人を置かなければならない。

ラオス人民民主共和国に公式窓口として使用する事業所又は居所を有さない出願人は、ラオス人民民主共和国において知的財産活動に関連する取引を行うために、ラオス人民民主共和国における法定代理人を選任しなければならない。

出願には、本法の第31条から第35条に規定されている書類が含まれていなければならない。

#### 第28条 (改訂) 出願の検討の原則

同一の主題について産業財産の複数の登録出願が行われた場合には、出願が要件を満たしていれば、優先日(あれば)を考慮して、最初に提出された出願の原則に基づいて検討される。

#### 第29条 (改訂) 優先日

特許、小特許、意匠又は何れかの商標の登録の出願人は、商工省又はラオス人民民主共和国が加盟している条約若しくは関連する国際協定に従って外国若しくは国際産業財産登録

機関に提出された 1 又は複数の先の出願に基づく優先日を主張することができる。

ラオス人民民主共和国が加盟している条約若しくは関連する国際協定に基づき、ラオス人民民主共和国内又は外国において若しくはその他の産業財産の登録にかかる官庁において、優先日が最初に付与された出願人は、ラオス人民民主共和国において提出された特許、小特許、意匠又は商標の登録にかかる優先日の出願人とみなされる。ただし、出願書には当該優先日が明記されていなければならない。

優先日が付与されると、優先期間の満了日より前に提出された特許、小特許、意匠又は商標の登録に関連するすべての書類は、情報開示とみなされなくなる。特に、他の出願の提出、当該発明の公開若しくは実施、意匠若しくは商標の使用による製品販売にかかる当該行為が、第三者に対し権利又は所有権を与えるものであってはならない。

優先権の主張が提出された後、出願人は、ラオス人民民主共和国における出願日から 3 か月以内に、出願を受領した当局によって真正性が認証され、かつ、出願日に関連する優先権証明書の写しを提出しなければならない。

優先権の主張がその優先権の取得要件を満たさない場合、出願日は、ラオス人民民主共和国における優先日として書類の提出が完了した実際の日とみなされる。

特許及び小特許の優先期間は特許協力協定に基づいて、それぞれ 12 か月及び 30 か月とする。意匠及び商標については、優先期間は優先日から 6 か月とする。

### **第 30 条 （改訂） 博覧会における発明、考案、意匠及び商標の仮保護**

展示された又は公認の博覧会における製品又は商品若しくはサービスに関する発明、考案、意匠及び商標は、当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求に応じて仮保護が付与されるものとし、かかる保護の請求は、当該博覧会において製品又は商品若しくはサービスが展示された日から 12 か月以内に、提出しなければならない。

仮保護は、当該製品又は商品若しくはサービスが最初に展示された日から始まる。

仮保護は、優先日請求の期間を延長するために使用されないものとする。

### **第 31 条 （改訂） 特許又は小特許の出願**

特許又は小特許を求める出願には、以下の書類を含めなければならない。

1. 特許又は小特許を求める所定の願書。
2. 出願が代理人を通じて提出される場合、ラオス人民民主共和国における代理人の名称と住所を示す委任状。
3. 発明又は考案の開示に関する明瞭かつ完全な説明。発明又は考案が遺伝資源、直接的又は広範囲に関係する先住民の伝統的知識に由来する場合、出所、地域社会、又は関係する民族を通知する必要がある。
4. 保護されるべき権利の主張に関する説明。
5. 必要な場合、図面。

6. 要約。

7. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証。

特許又は小特許を求める出願の一式は、1件の発明若しくは考案のみ又は国際分類に従って単一の発明概念を構成するように関係する1群の発明若しくは考案に対して使用できる。

商工省は、出願を受理し、少なくとも本条の第1段落の第1項、第3項及び第7項に規定されている書類を含む出願に出願日を付与しなければならない。

特許又は小特許の取得を希望する個人、法人又は組織は、本法に規定されている所定期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

### 第32条 (改訂) 意匠登録を求める出願

意匠登録を求める出願には、以下の書類を含めなければならない。

1. 意匠登録を求める所定の願書。
2. 出願が代理人を通じて提出される場合、ラオス人民民主共和国における代理人の名称と住所を示す委任状。
3. 当該意匠の外観を表現し、意匠を明確に示す1又は複数の図面又は写真。
4. 意匠に関する商品の種類に関する簡潔な記述。その意匠が直接的又は広範囲に関係する先住民の伝統的知識に由来する場合、出所又は関係する地域社会若しくは民族を開示又は通知する必要がある。
5. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証。

意匠登録出願は、国際分類に従って、複数の意匠に使用できるが、単一の類にかかる意匠の場合、100件を超えてはならない。

商工省は、出願を受理し、少なくとも本条の第1段落の第1項、第3項及び第5項に規定されている書類を含む出願に出願日を付与しなければならない。

意匠登録を希望する個人、法人又は組織は、本法に規定されている所定期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

### 第33条 (改訂) 商標登録を求める出願

商標登録を求める出願には、以下の書類を含めなければならない。

1. 商標を求める所定の願書。
2. 出願が代理人を通じて提出される場合、ラオス人民民主共和国における代理人の名称と住所を示す委任状。
3. 当該標章の明瞭な図面若しくは写真又は見本。
4. 当該標章が用いられる商品リスト又は関連するサービスの説明。出願が団体標章又は認証標章に関するものである場合は、出願にそのことを明確に表示し、当該標章の用途に関する説明を含める必要がある。
5. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証。

1 件の登録出願は、1 つの商標についてのみ有効であるが、商品又はサービスの各類について手数料を納付することを条件として、国際分類に従って商品又はサービスの複数の類に用いることができる。

商工省は、出願を受理し、少なくとも本条の第 1 段落の第 1 項、第 3 項及び第 5 項に規定されている書類を含む出願に出願日を付与しなければならない。

商標登録を希望する個人、法人又は組織は、本法に規定されている所定期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

### 第 34 条 （改訂）集積回路配置の登録を求める出願

集積回路配置の登録を求める出願には、以下の書類を含めなければならない。

1. 集積回路配置の登録を求める所定の願書。
2. 出願が代理人を通じて提出される場合、ラオス人民民主共和国における代理人の名称と住所を示す委任状。
3. 集積回路配置又は相互接続された集積回路が最初の商業的使用にかかる説明。
4. 集積回路配置を特定することができる集積回路配置の図面。
5. 集積回路が商業的に利用されている場合は、当該集積回路が作動するか又は作動することが意図されている電子的機能の説明。
6. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証。

1 件の各集積回路配置の登録出願は、1 件の集積回路配置に限り有効である。

商工省は、出願を受理し、少なくとも本条の第 1 段落の第 1 項、第 3 項及び第 6 項に規定されている書類を含む出願に出願日を付与しなければならない。

集積回路配置の登録を希望する個人、法人又は組織は、本法に規定されている所定期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

### 第 35 条 （改訂）地理的表示の登録を求める出願

地理的表示の登録を求める出願には、以下の書類を含めなければならない。

1. 地理的表示を求める所定の願書。
2. 出願が代理人を通じて提出される場合、ラオス人民民主共和国における代理人の名称と住所を示す委任状。
3. 当該地理的表示の明瞭な像。
4. 地理的表示として用いられる地理的地域に関する報告書。
5. 地理的表示が用いられる製品及び用途の検査方法。
6. 出願人が地理的表示であると主張する地理的表示の特徴にかかる報告書及び当該報告書を裏付ける証拠。
7. 当該地理的表示の登録出願が外国における保護に基づいている場合は、当該地理的表示がその起源国において保護されているとの証拠。
8. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証。

1 件の登録出願は、1 件の地理的表示に限り有効である。

商工省は、出願を受理し、少なくとも本条の第 1 段落の第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 8 項に規定されている書類を含む出願に出願日を付与しなければならない。

地理的表示の登録を希望する個人、法人又は組織は、本法に規定されている所定期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

### **第 36 条 追加情報の提供**

ラオス人民民主共和国において提出された出願の内容と一部又は全部が同一である内容が、以前国外において提出された出願に含まれる場合は、出願人は、先の出願を開示しなければならない。

商工省は、出願人に対し関係書類、特に、調査の結果若しくは審査報告、又は外国で取得した特許若しくは小特許若しくは意匠登録証の写しを提出するよう要求することができ、また、出願人は自発的にかかる書類を提出することができる。

### **第 37 条 (改訂) 出願に使用される言語**

産業財産の登録出願はラオス語で提出すること。付随する書類については、ラオス語又は英語により提出することができる。ただし、英語により提出する場合、出願人は、提出日から 90 日以内に、正確であることが証明されたラオス語翻訳文も提出しなければならない。

### **第 38 条 (改訂) 産業財産登録出願の方式審査**

商工省は、産業財産にかかる出願が完全であり、正しい様式に従っており、かつ、手数料及びサービス料金が納付されていることを確かめるために、各出願の方式審査を行う。

その出願が不完全であるか又は所定の様式に誤りがあることが判明した場合、商工省は、通知発行日から 60 日以内に追加資料若しくは修正の依頼を出願人に通知する。

出願が条約に基づいて、先の外国又は国際的産業財産登録機関による方式審査に合格していた場合、商工省は再度方式審査を行う必要はない。

### **第 39 条 (改訂) 産業財産登録出願の広告**

商工省が特許又は小特許にかかる出願の方式審査を完了した後、出願日から 19 か月目に当該出願が産業財産公報に掲載される。

意匠、商標、集積回路配置及び地理的表示の出願に関しては、方式審査の完了後に、産業財産公報に掲載される。

産業財産の所有者である個人は、産業財産公報に公開された日から、特許又は小特許については 90 日以内、意匠、商標、集積回路配置及び地理的表示については 60 日以内に、出願に対して異議申立ての請求をすることができる。

### **第 40 条 (改訂) 産業財産登録出願の実体審査**

登録を求める出願の方式審査の完了後、商工省は、発明、考案、意匠、商標及び地理的表示の登録出願の実体に関して審査する。

集積回路配置の登録出願に関しては、実体審査はしない。

#### **第 41 条 （改訂） 産業財産登録出願の実体審査を求める請求**

特許又は小特許の付与を求める出願は、当該出願が本法に定めた特許又は小特許の取得要件を満たしているか否かを判断するための実体審査を受ける。実体審査は、既存の技術知識の調査に基づいて行われる。出願が以前に他の機関による調査又は審査を受けていた場合、出願人は、当該機関が発行する報告書の写しを商工省に提出し、更なる調査を実施せずに特許及び小特許の発行を検討するように請求することができる。

出願人が出願の対象である発明又は考案についての実体審査報告を提供できない場合、出願人は、当該出願の実体について審査するように商工省へ請求することができる。商工省は、発明については、出願日又は優先日から 32 か月以内、考案については 12 か月以内に審査を行う。ただし、発明又は考案の登録出願の審査請求から生じるすべての経費は、請求人の負担となり、実体審査にかかる経費は、特許の審査を取り扱い、実体審査を定期的に行う他の国又は国際機関の各特許庁の判断に依拠する。

意匠、集積回路配置、商標及び地理的表示の登録出願については、実体審査の請求はできない。

#### **第 42 条 （改訂） 出願の補正及び分割**

出願人は、出願の審査中であって商工省が証明書を発行する前であれば、規定に従って手数料及びサービス料を納付し、出願の修正若しくは分割又は所定様式に即する保護形式の変更をすることにより、出願の修正又は分割を求めるための請求をすることができる。

本条の第 1 段落に規定されている修正に関しては、以下のとおりとする。

1. 原出願により裏付されていない新規の技術情報を特許、小特許又は集積回路配置の登録にかかる出願に導入するものであってはならない。
2. 意匠の本質的外観又は標章若しくは地理的表示の一般的若しくは特定の重要な性質を変更するものであってはならない。

#### **第 43 条 （改訂） 産業財産登録出願の放棄**

産業財産登録出願は、以下の条件に基づいて放棄されたものとみなされる。

1. 出願に不備があること。
2. 産業財産が保護の要件を満たしていないこと。
3. 出願人が登録出願する権利を有さないこと。
4. 出願人が出願にかかる又は保護期間を維持するための手数料及びサービス料金を納付しないこと。
5. 出願人が本法の第 41 条に規定されている期間内に、発明又は考案の登録出願の実体審

査を請求しなかったこと。

6. 出願人が商工省の推奨する期限内に、本条の第1項、第3項、第4項及び第5項に定めたとおりに、出願の修正を行わないこと。

#### **第44条 (改訂) 登録**

本法に規定する要件を満たすと認められる産業財産登録出願の検討及び審査後、商工省は、出願人に対し特許、小特許又は産業財産登録証を発行し、登録を登録簿に記入し、かつ、登録を産業財産公報において公告する。

意匠、商標又は地理的表示の登録がなされた場合、第三者は、産業財産公報における公告の日から5年以内に、商工省に対しかかる登録の取消又は削除を請求することができる。

商工省は、虚偽又は不正な登録を含め、当該登録を取消又は削除することができる。

#### **第45条 (改訂) 産業財産権の消滅**

特許、小特許及び産業財産登録は、以下のときに終了するものとする。

1. 保護期間が満了したとき。
2. 産業財産所有者が登録の更新をせず、かつ、規定に従って当該の手数料及びサービス料金の納付をしなかったとき。かかる場合に、保護が付与され、かつ、手数料及びサービス料金が納付されていた期間の満了時に権利が消滅するものとする。
3. 1又は複数の保護要件が満たされていないことが判明し、特許、小特許、又は登録が無効にされるとき。要件により産業財産の一部のみが無効と認められた場合には、その部分のみ無効となる。
4. 産業財産権の所有者又は譲受人がその製品を市場に流通させる場合、当該製品の権利の所有者又は譲受人は、流通、輸入、販売の申出、販売、使用、又は他者への譲渡を管理する権利を失う。
5. 商工省は、本法の第44条の第3段落及び第65条の第2段落に規定されている商標を取り消し又は削除する。

## 第4章

### 産業財産所有者の権利及び義務

#### 第46条 産業財産所有者

合法的な特許、小特許又は登録を取得した後、出願人は当該産業財産の所有者となる。産業財産の創作又は設計のために雇用があった場合、当該産業財産権は、当事者と別段の合意があるときを除き、雇用者に帰属する。

#### 第47条 (改訂) 産業財産所有者の権利

産業財産権所有者は、以下の権利を有する。

1. 産業財産の活用から得られる利益を享受すること。
2. 所有者の権利の全部又は一部を売却、交換、賃貸又は譲渡により他者に移転すること。
3. 産業財産にかかる所有者の権利の全部又は一部を利用することを他者に許可すること。
4. 産業財産を相続すること及び相続により産業財産の所有権を譲渡すること。
5. 他者による侵害から自己の産業財産を保護するために法的措置を講じること。

#### 第48条 (改訂) 特許及び小特許所有者の権利

特許及び小特許所有者は、以下の権利を有する。

1. 特許が製品にかかるものである場合。
  - 1.1. 他者が所有者の許可を得ずに特許取得済みの製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し又は使用することを妨げる権利。
  - 1.2. 他者が所有者の許可を得ずに販売の申出、販売又は使用の目的で当該製品を所持することを妨げる権利。
2. 製法にかかるものである場合。
  - 2.1. 他者が所有者の許可を得ずに当該製法を使用することを妨げる権利。
  - 2.2. 他者が所有者の許可を得ずに特許取得済みの製法から直接製造された製品に対して本条の第1条に定めた何れかの行為を行うことを妨げる権利。
3. 特許所有者以外の個人、法人又は組織がラオス人民民主共和国において本条の第1項及び第2項に定めた何れかの行為を行うことを許可すること。
4. 訴訟を起こす権利、他者によって引き起こされた損害から補償を受ける権利など、法令に基づいて自らの利益を他者の侵害から守ること。
5. 他者が特許又は小特許を取得済みの発明又は考案を利用することを妨げること。所有者は、特許及び小特許出願の審査中に発生した侵害について、特許及び小特許出願の公開後に違反が発生した場合、又は侵害者に特許及び小特許出願について通知されていた場合、特許及び小特許の受領後に訴訟を提起することができる。

## 第 49 条 意匠所有者の権利

意匠所有者は、所有者の許可を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は模倣である意匠を使用した物品を営利目的で製造し、販売し又は輸入することを妨げる権利を有する。

本法の第 48 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定も同様に施行され、公開が延期された場合でも、関係情報が訴えられた者に以前に通知されていた場合を除いて裁判への訴えは行われぬ。

## 第 50 条 商標所有者の権利

商標所有者は、以下の権利を有する。

1. 第三者が、当該商標の登録の対象である商品又はサービスと同一の、類似の又は関係する商品又はサービスと同一の、類似の又は関係する商標やサービスの標章を使用することを、かかる使用が混同を引き起こす場合に妨げること。同一の商品又はサービスに対して同一の標識を使用することは、混乱が生じるとみなされるものとする。
2. 当該標章を付した商品の販売又は広告、サービスに関連する当該標章の使用及び標章を付した商品の輸入又は輸出を妨げること。
3. 訴訟を提起する権利、他者によって引き起こされた損害から補償を受ける権利など、法令に基づいて自らの利益を他者の侵害から守ること。

本条の第 1 項及び第 2 項に規定されている権利は、既存の権利に対し害を生じさせるものではない。

本条の第 1 段落に規定されている権利は、周知商標及び商号にも同様に適用される。

## 第 51 条 集積回路配置所有者の権利

集積回路配置所有者は、他者が所有者の許可を得ずに以下の行為を行うことを妨げる権利を有する。

1. ある配置回路全体を、集積回路に組み込むか否かにかかわらず複製すること。
2. 集積回路の一部を、集積回路に組み込むか否かにかかわらず複製すること。ただし、本法の第 17 条第 1 項に規定されている独創性の要件を要しない部分の複製行為を除く。
3. 保護されている配置又は保護されている配置が組み込まれている集積回路を輸入、販売し又はその他の方法により商業目的で頒布すること。
4. 保護されている配置を組み込んだ物品又は保護されている配置設計が組み込まれた集積回路を輸入し、販売し又はその他の方法により商業目的で頒布すること。ただし、それが不法に複製された配置を包含し続けているときに限る。

不法に複製された配置を組み込んだ集積回路又は集積回路を組み込んだ物品に関する何れの行為も、かかる行為を実行する者又は命じる者が、当該集積回路又はかかる集積回路を組み込んだ物品を取得した時に、それが不法に複製された配置を組み込んだことを知らず、か

つ、知るのに十分な能力がなかった場合は、これを実行することは不法ではない。ただし、かかる者が当該回路配置について不法に複製されたという通知を受領した後は、当該者は、手持在庫又はそれ以前に発注した在庫に関して如何なる行為も実行することができるが、権利所有者に対し、かかる回路配置に関する交渉によるライセンスの下で支払われるような合理的なロイヤルティと同等の額を支払う義務を負う。

個人が評価、分析、研究又は教授の目的で集積回路配置を複製するのは違法ではない。

権利所有者は、第三者が独自に創作した同一の独創的な配置に関して自己の権利を行使してはならない。

## 第 52 条 地理的表示登録所有者の権利

地理的表示登録の所有者は、以下の権利を有する。

1. 他者が当該地理的表示を商品に用いること又は当該地理的表示を商標に含めることを妨げること及びかかる表示を付した商品の販売、広告、輸入若しくは輸出又はかかる商標に当該地理的表示を含めることを妨げること。
2. ぶどう酒又は蒸留酒に関連する本条の第 1 項の地理的表示の使用に、たとえ翻訳文であっても又は「種類」、「型」、「様式」又は「模倣」等の表現を伴っていても、異議を唱えること。
3. 商品の出所である領土、地域又は地方に関して字義通りには真正であっても当該商品が他の領域を出所とするかのように公衆に誤って示す地理的表示に対して地理的表示を守ること。
4. 訴訟を提起する権利、他者により引き起こされた損害に対する補償を受ける権利など、法令に基づき自己の権利を他者による侵害から守ること。

当該地理的表示として指定された地理的地域内で事業を行う製造者のみが、登録された地理的表示と関係する商品に又はこれに関連して当該地理的表示を使用することができる。

本条の第 1 項又は第 2 項に規定されている権利を侵害する何れかの行為は不正競争行為であり、商品がその真の原産地以外の地理的地域を出所とすることを表示又は示唆する手段を、商品の名称又は説明に、商品の原産地に関して公衆に誤認を生じさせるやり方で使用することを含む。

本法の第 1 項及び第 2 項に規定されている権利は、混同を生じさせるほどに保護されている地理的表示に類似するか又は当該表示と同一の称呼である商品表示に適用される。

## 第 53 条 営業秘密の所有者の権利

営業秘密の所有者は、以下の権利を有する。

1. 合法的に所有者の管理下及び検査下にある営業秘密情報が、誠実な商慣行に反して、他人により開示、保有又は使用されることを妨げること。ただし、以下を除く。

- 1.1. リバース・エンジニアリング、実験室での試験若しくは分析又は類似の手段による当該情報の発見。

1. 2. 秘密保全又は信託の義務を伴わない当該情報の保有。
2. 訴訟を提起する権利、他者によって引き起こされた損害から補償を受ける権利など、自分の利益を法令に従って他人の侵害から守ること。
3. 個人、法人又は組織による当該営業秘密の不正又は横領を許可しないこと。
4. 秘密保全の内容及び要件を明示することにより、営業秘密を開示し、取消し若しくは利用すること、又は営業秘密を開示、取消し若しくは利用する権利を他者に移転すること。
5. 雇用又は契約その他の合意に基づく営業秘密を合法的に管理している者を、当該雇用、契約又はその他の合意が先に終了しても当該情報が秘密にされている限り秘密保全義務が有効である場合において、管理及び検査すること。

#### **第 54 条 （改訂） 実験データ又はその他のデータの保護**

医薬品又は農薬の販売承認前の条件として、努力を通じて得られた未開示の実験データ又はその他のデータの提供する場合には、提供されるデータは、当該データ所有者の許可を得ない不当な商業的利用及び開示から保護されなければならない。ただし、当該データが公衆の保護に必要な程度で開示され得ることを条件とする。当該データの提出者ではない者は、ラオス人民民主共和国が当該データの作成者に当該製品の販売許可を付与した日から 5 年間は、作成者の許可を得ずに当該データを利用する権利はない。

本条に違反する如何なる行為も、不正競争行為とみなす。データ所有者は、法律に別段の定めがない限り、不正競争を行う行為又は不正競争を引き起こす可能性のあるその他の行為を行う個人、法人又は組織に対して訴訟を提起するなどの措置を講じる権利を有する。

#### **第 55 条 （改訂） 産業財産所有者の義務**

産業財産所有者は、以下の義務を負う。

1. 産業財産の使用の監視及び検査による保護及び管理について責任を負うこと。
2. 自己の産業財産の、社会による互惠に基づく利用を奨励し促進することに責任を負うこと。
3. 自己の産業財産の侵害に関する情報を、関係する行政組織に提供する責任を負うこと。
4. 法令に従って、産業財産の利用、賃貸、移転若しくは相続に基づく又はその他の利益から生じる財務上の義務を国に負うこと。
5. 自分の産業財産の侵害救済の調整について責任を負うこと。

## 第5章

### 産業財産の保護期間

#### 第56条 (改訂) 特許の保護期間

特許の保護期間は、特許又は優先日の登録出願日から20年とする。  
保護期間を維持するためには、特許所有者は毎年手数料及びサービス料を前納しなければならない。

#### 第57条 (改訂) 小特許の保護期間

小特許の保護期間は、小特許又は優先日の登録出願日から10年とする。  
保護期間を維持するためには、小特許所有者は毎年手数料及びサービス料を前納しなければならない。

#### 第58条 (改訂) 工業意匠の保護期間

意匠の保護期間は、登録出願日から15年とする。  
保護期間を維持するためには、意匠所有者は5年ごとに手数料及びサービス料を前納しなければならない。

#### 第59条 商標の保護期間

商標の保護期間は、登録出願日から10年とする。保護期間は、満了時に無期限に更新することができ、各更新期間は10年とする。  
保護期間を維持するためには、商標所有者は10年ごとに手数料及びサービス料を前納しなければならない。

#### 第60条 集積回路配置の保護期間

集積回路配置の保護期間は、登録出願日から12年とする。  
保護期間を維持するためには、集積回路配置所有者は毎年手数料及びサービス料を前納しなければならない。

#### 第61条 (改訂) 地理的表示の保護期間

地理的表示の保護期間は、登録出願日から無期限とする。

#### 第62条 (改訂) 商号の保護期間

商号の保護期間は、商号の所有者が当該商号の使用を停止するまで無期限である。

## 第 63 条 （改訂） 営業秘密の保護期間

営業秘密の保護期間は、営業秘密が開示されるまで無期限である。

## 第6章

### 産業財産権の制限

#### 第64条 (改訂) 特許又は小特許の所有者の許可を得ない使用

商工省は、首相の命令により、以下の要件に従うことを条件として、特許又は小特許の所有者の許可を得ないで特許発明又は考案について製造、使用又は輸入することを個人、法人又は組織に認可することができる。

1. 認可。
  - 1.1. 戦争、災害、又は流行病等の国家非常事態又は最も深刻かつ差し迫った緊急事態の場合。
  - 1.2. 特に国防、社会秩序、食糧又は公衆衛生に関する公衆の利益又はその他の緊急の必要に対応するために政府が非商業的に使用する場合。
  - 1.3. 司法的手続を経て反競争的であると判断された慣行を是正するためであって、当該反競争的慣行を是正するためには保護されている発明の使用が必要であると裁判所が認めた場合。
  - 1.4. ラオス人民民主共和国における当該発明又は考案の使用の需要を十分に満たすことについて、所有者が対応できない場合。
2. 各使用認可は、適切性に基づいて検討されるものとし、当該使用の範囲及び期間は、許可された目的にのみ限定されなければならない。権利所有者は、当該認可に反対するための証拠を提示する権利及び当該発明又は考案の国内需要を満たすための解決案となる条件を提案する権利を有する。
3. 当該使用は、企業グループ内での使用又は善意のある使用の場合を除き、非独占的かつ移転不能とする。
4. 認可に際しては、権利所有者は、認可の経済的価値を考慮して、それぞれの場合の事情に応じて十分な報酬を支払われなければならない旨を規定しなければならない。認可命令には、報酬の額又は当該額を決定する方法及び支払条件を明示しなければならない。権利所有者は、報酬にかかる条件、報酬の決定方法及び報酬の支払条件を提案する権利を有する。反競争的行為を是正するには、本条の第1.3項に規定されている場合において報酬の額を決定する際に考慮に入れる。
5. 権利所有者は、商工省に対し、通知の受領日から60日以内に、報酬の適正な額又は不当な事情に関して再検討するよう請求することができる。
6. 商工省は、認可及び権利所有者に支払われる報酬に関するすべての命令について、直ちに権利所有者に通知を発行しなければならない。
7. 本条の第1.1項、第1.2項又は第1.4項に基づく認可について。

7. 1. 何れの使用も、ラオス国内市場への重要な商品の供給には許可されなければならない。
7. 2. 当該使用は、利用の申出者が当該利用の前に合理的な商業条件で特許又は小特許の所有者から許可を得る努力をし、かつ、かかる努力が合理的な期間内に成功しなかった場合にのみ認められる。
7. 3. 本条の第 7. 2 項の要件は、国家非常事態又は最も深刻かつ差し迫った緊急事態の場合に適用を差し控えることができるものとし、その場合、権利所有者は可能な限り速やかに通知されなければならない。
7. 4. 本条の第 7. 2 項の要件は、公共の非商業的使用の場合に適用を差し控えることができる。政府又は請負業者が、調査を行うことなし又は証拠なしに、まだ有効な特許又は小特許が政府により又は政府のために使用されている又は将来使用されることを知った場合、権利所有者は直ちに通知されなければならない。
8. 使用許可の申請及び規定された報酬に関するすべての決定の法的有効性に不満がある場合、権利所有者は、通知の受領後 60 日以内に人民裁判所に異議を申し立てる権利を有する。
9. 認可が本条の第 1. 4 項に基づいて第三者から請求された場合は、当該請求は、以下の要件も満たさなければならない。
  9. 1. 請求は、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年のうち何れか遅く期限が到来する日より前に提出してはならない。
  9. 2. 請求を行う者は、特許を受けた発明又は考案にかかる需要がラオス人民民主共和国において国内製造又は輸入の何れによっても満たされていない旨、及び請求を行う者に請求されている認可が付与された場合は合理的な条件で当該発明又は考案により供給を行う能力を有する旨の証拠を提示しなければならない。この証拠においては、特許又は小特許の所有者に対し報酬を支払う必要性を考慮に入れなければならない。
  9. 3. 商工省は、特許又は小特許の所有者に対し 90 日以内に請求について通知し、(該当する場合) 特許又は小特許の所有者に対し、正当な理由により当該発明又は考案にかかる需要を満たせないことを正当化する証拠を提示する機会を与えなければならない。
  9. 4. 当該認可は、特許又は小特許の所有者がラオス人民民主共和国において自己の発明又は考案にかかる需要を満たせないことについて正当化する理由を示した場合、拒絶される。
10. 如何なる場合であっても、当該認可が特許又は小特許の所有者から当該発明又は考案の利用を継続する権利を奪ってはならない。
11. 当該認可は、ここに定める規定及び保護に従うことを条件として、既存の緊急事態又は新たな非常事態を考慮に入れて条件を訂正することができる。
12. 当該使用の認可は、認可を受けた者の正当な利益が適切に保護されることを条件として、認可に至った事情が消滅して再発しそうにない場合又は認可を受けた者が当該発明又は考案の使用を許可する命令に記載されている要件を満たさなかった場合、終了させられる。
  12. 1. 商工省は、権利所有者又はその他の利害関係者の請求に基づいて当該認可の根拠

となった事情の存続の有無を審査する権利を有する。

12.2. 認可の根拠となった事情が消滅して再発しそうにないと考えられる場合、商工省は、当該認可を受けた者の正当な利益を保護するために合理的な命令を発行する可能性がある。

12.3. 商工省は、認可に至った状態が再発しそうな場合、当該認可の停止を拒絶する権利を有する。

## 第 65 条 商標の不使用

商標の不使用は、以下の場合とする。

1. 商標が継続して 5 年間使用されていない。
2. 商標が名目だけの使用であった又は所有者によって不誠実に使用されていた。

如何なる個人、法人又は組織も、不使用の商標の登録を取消又は削除するよう商工省に請求することができる。何れの取消又は削除手続においても、所有者は、当該商標の不使用を正当化する理由を提示する権利を有する。所有者の意思とは無関係に生じた使用に対する障害は、不使用の正当な理由として認められる。

商標は、その登録の対象である商品又はサービスに又はこれらとの関連で所有者により又は所有者の許可を得た他者により所有者の管理を受けて使用されている場合、使用されているとみなす。

## 第 66 条 集積回路配置の要件

国内外を問わず、集積回路の配置が商業上の利益のために利用されている場合は、集積回路の配置の登録出願は、商業上の利益のために集積回路の配置を利用した最初の日又は発明の日から 2 年以内に提出されなければならない。

何れにしてもその期間は発明の日から 15 年を超えてはならない。

## 第 67 条 (改訂) 地理的表示の利用停止

地理的表示の登録者が登録要件に基づいて実行できない場合は、個人、法人又は組織は、登録された地理的表示の利用の停止を商工省に要求することができる。商工省は、規定された期限に従って要件を遵守するよう当該登録の所有者に通知しなければならない。登録者が従わない場合、当該地理的表示の利用の停止を命じられる。

## 第 IV 編

### 植物新品種

#### 第 1 章 植物新品種の要件

##### 第 68 条 (改訂) 保護される植物品種の属及び種

あらゆる種類の植物を新品種として登録することができる。保護された品種とは、本法に基づいて新たに登録された植物品種のこととする。

##### 第 69 条 (改訂) 植物新品種の登録要件

植物新品種として登録する植物品種は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

1. 新規性
2. 区別性
3. 均一性
4. 安定性

上記の要件に加え、登録には、本法の第 74 条に規定するとおり植物新品種の名称決定が考慮される。

##### 第 70 条 (改訂) 新規性

品種は、育成者の権利にかかる出願時に、当該品種の繁殖材料又は収穫物が育成者による使用のため又は育成者の同意を得て、当該品種の活用の目的で、以下の期間内に他者に販売又は頒布されていない場合に、新規であるとみなされる。

1. ラオス人民民主共和国での出願日の 1 年より前。
2. 他の国の領土においては、一般植物の場合は 4 年より前、多年生植物又はぶどうの木については 6 年より前。

ラオス人民民主共和国において、本条の第 1 段落に規定されている要件に従い、出願日の、一般植物の場合は 4 年より前、多年生植物又はぶどうの木については 6 年より前に、他者に販売又は頒布されているにもかかわらず、本法が発効する前に植物新品種の登録を許可されていない植物の種及び属のものは新規性を考慮する条件があるとみなされ、本法が発効後 2 年以内にラオス人民民主共和国で植物新品種の登録を出願することができる。

##### 第 71 条 (改訂) 区別性

植物品種は、新品種の登録出願時において、一般に認識されている他の植物品種と新たな特性を明確に区別できるものでなければならない。

植物品種は、当該出願が育成者権の付与又はいずれの国において植物新品種の正式な登録に

つながる場合には、出願の日から一般に認識されたものとみなされるものとする。

## 第72条 均一性

品種は、その繁殖の特定の特徴から予期され得る変化を除外して、その関係特性が十分に均一な場合は、均一性を有するとみなされる。

## 第73条 安定性

品種は、反復繁殖の後又は繁殖の特定の周期の場合は当該各周期の終了時において、その関係特性に変化がないときは、安定しているとみなされる。

## 第74条 (改訂) 植物新品種の名称の決定

植物新品種の名称の決定は、以下のとおりとする。

1. 各品種は、その属名称になる名称により命名する。品種の名称として登録された名称にかかる如何なる権利も、育成者権の消滅後も当該品種に関連する当該名称の自由な使用を妨げるものではない。
2. 植物新品種の名称の決定は、当該品種の名称を決定するために定められた慣例を除き、番号のみを定めることなく植物種を識別できるものでなければならない。植物新品種の名称の決定は、当該品種の特性、価値若しくは識別性又は育成者の身元に関して誤認又は混同を生じさせるものであってはならない。また、ラオス人民民主共和国又は植物新品種の保護に関する条約の締約国の領土における同一の品種又は密接に関係している種の既存の品種を指定するすべての名称と異なるものでなければならない。
3. 植物新品種の名称の決定は、育成者権が承認されるのと同時に登録されなければならない。育成者は、決定された品種の名称を商工省に提出し、植物新品種保護条約の締約国すべてに品種の名称を送らなければならない。複数の加盟国で同一の品種の名称を登録出願する場合は、同一の名称を決定しなければならない。
4. 商工省は、提出された品種の名称が本条第5項に従って事前に取得した第三者の権利に影響を及ぼす場合を除き、提出された品種の名称を登録するものとする。当該名称が本条第2項及び第3項に定められた条件に不適切である又は適合しない場合、商工省は育成者に対し60日以内に植物新品種の名称を決定するよう通知しなければならない。商工省は育成者権を承認すると同時に、植物新品種の名称を登録しなければならない。
5. ラオス人民民主共和国の領土内で保護された品種の繁殖部分の販売の申出又は販売を行う個人、法人、又は組織は、育成者権の存続期間が終了した場合でも、指定された品種の名称の使用が、品種の名称を使用する義務を負う者よりも先に取得された第三者の権利によって禁止されている場合を除き、その品種の名称を使用しなければならない。
6. ある品種が販売のために申し出られるか又は市場に出されるときは、商標、商号又はその他類似の表示を登録されている品種名称と関連付けることが認められる。ただし、その名称は容易に認識できなければならない。

## 第 2 章

### 植物新品種の登録

#### 第 75 条 (改訂) 植物新品種の登録を出願する権利

個人、法人、又は組織は、以下のとおり、それぞれの場合に植物新品種の登録を出願する権利を有する。

1. 育成者は、当該植物の育成から得た品種に対する権利を出願することができる。
2. 2人以上の者が共同で新品種を育成した場合、当該者は植物育成者権を共同で出願することができる。所有権の配分にかかる特別の宣言が何ら存在しない場合、これらの者は、当該品種の均等部分の所有者であるとみなされる。
3. 外国の個人、法人又は組織も、ラオス人民民主共和国の領土内でラオス国民に与えられるのと同等の待遇を享受する。ただし、ラオス人民民主共和国に居所又は営業所を有さない者は、ラオス人民民主共和国に永住権の居住を持つ代理人を選任することを条件とする。

#### 第 76 条 (改訂) 植物新品種の登録出願の優先日

個人、法人、又は組織は、以下のとおり、それぞれの場合に優先日の登録を出願する権利を有する。

1. ラオス人民民主共和国が加盟国となっている植物品種保護に関連した国際条約の加盟国である何れかの国において植物新品種の登録出願を提出した育成者は、最初の出願日から 12 か月間、ラオス人民民主共和国における同種の育成者権の付与を求める出願の提出において、優先日を享受する。
2. 植物新品種の登録を求める出願を行った出願人は、最初の出願を構成する書類及び願書の写しであって当該出願の提出先の当局により真正な写しであるものとして認証されたものを、試料又は双方の出願の主題である品種が同一である旨のその他の証拠と共に提出して、ラオス人民民主共和国における出願の出願日から 3 か月以内に、ラオス人民民主共和国内若しくは外国又はラオス人民民主共和国が加盟国である国際機関における植物新品種の登録官庁へ以前に提出された 1 又は複数の出願に基づく優先日を請求することができる。
3. 育成者は、優先期間の満了から 2 年以内又は最初の出願が拒絶若しくは取り下げられた場合は当該拒絶若しくは取り下げ後の適切な期間内に、本法の第 80 条に基づく審査の目的で要求される必要な情報又は書類を商工省に提出しなければならない。
4. 他の出願の提出又は本法の第 1 項に規定されている最初の出願の対象である品種の公表若しくは使用等の出来事が生じた場合、その出来事は後の出願を拒絶する理由とはならない。当該出来事は、何らかの第三者の権利を生じさせることもない。

## 第 77 条 （改訂）植物新品種の登録出願

植物育成者権の出願に権利を有する個人、法人又は組織は、植物新品種の登録を商工省に出願することができる。植物品種保護にかかる出願及び付随資料は、ラオス語又は英語の何れかにより提出する。ただし、英語により提出された出願又は付随資料については、出願人は、出願の提出日から 90 日以内に、ラオス語への翻訳文も提出しなければならない。この翻訳文は、正確な翻訳であることを証明されなければならない。

植物新品種の登録出願には、以下の書類を含めなければならない。

1. 植物育成により得られた植物品種の権利を求める、所定の様式に従った願書。ただし、1 つの出願では同一の植物品種のみを指定しなければならない。
2. 育成者の名称及び出願人が育成者でない場合、又は植物新品種の発見者及び開発者でない場合は、出願人の所有権の根拠にかかる証明書。
3. ラオス人民民主共和国内の代理人によって提出された出願の場合、当該代理人の名称及び宛先を示す委任状。
4. 育成者の新名称決定又は参照名称の申請書。
5. 区別性、均一性及び安定性に関する品種の特性の説明を含む、技術質問票にかかる資料。
6. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証。

出願には、本法の第 76 条に規定されている優先日の主張を含めることができる。

商工省は、出願を受理し、少なくとも本条の第 1 段落の第 1 項、第 5 項及び第 6 項に規定されている書類を含む出願に出願日を付与しなければならない。

植物新品種の登録を希望する個人、法人又は組織は、本法に規定されている所定期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

## 第 78 条 （改訂）植物新品種の登録出願の方式審査

商工省は、植物新品種の登録出願を、本条の第 77 条に規定されているとおりに正確で、かつ、完全なものであるかについて審査を行わなければならない。出願が正確で、かつ、完全なものである場合には、商工省は出願人に対して出願の日を付与しなければならない。出願が不完全又は不正確なものである場合には、商工省は、通知の発行日から 60 日以内に、当該出願の修正又は完全な情報を提供することを出願人へ通知しなければならない。

## 第 79 条 （改訂）植物新品種の登録出願の公開

商工省は、方式審査を完了すると、植物新品種の登録出願を要約し、その植物新品種を知的財産にかかる公報に公告する。

第三者は、広告日から 90 日以内に、異議を申し立てることができる。

## 第 80 条 （改訂）植物新品種の登録出願の実体審査

植物新品種の登録出願は、本法の第 69 条から第 73 条に規定されている要件を満たすために、実体審査を受けなければならない。

審査過程において、商工省は、関連する植物品種試験当局と協働して、植物品種栽培試験又は他の必要な試験を実施し、育成試験若しくは育成試験結果の検討又は既に実施されているその他の実験のために発生した費用は出願人が負担しなければならない。

育成試験若しくは育成試験結果の検討又はその他の実験のための費用は、各期間において、国内外の各農業試験センターの判断に依拠する。

商工省は、育成者に情報、書類又は植物繁殖材料の提供を請求することができる。

他の国又はその政府間組織で同一の植物品種に対して植物新品種の登録申請が提出された場合、商工省は審査に使用する審査報告書を請求することができる。

### **第 81 条 （改訂） 登録**

方式審査が完了後、植物新品種の登録出願が本法に定められたすべての要件を満たしている場合、商工省は、その植物新品種の登録出願を登録し、当該出願人に登録証を発行し、当該登録を記録し、当該植物新品種登録の結果を知的財産にかかる公報に公告する。

## 第3章

### 植物新品種所有者の権利

#### 第82条 (改訂) 植物新品種所有者の権利

植物新品種所有者の権利は、以下のとおりとする。

1. 個人、法人又は組織が保護されている植物繁殖材料に対して以下の何れかの行為を行うことを許可すること。
  - 1.1. 製造、複製。
  - 1.2. 繁殖を目的とした状態調節。
  - 1.3. 販売の申出。
  - 1.4. 販売又は頒布。
  - 1.5. 輸出。
  - 1.6. 輸入。
  - 1.7. 本条の第1.1項から第1.6項までに記述した目的のための保管。
2. 自己の許可に条件及び制限を付すること。
3. 訴訟を提起する権利、他者により引き起こされた損害にかかる補償を受ける権利など、法令に基づく自己の権利を他者による侵害から守ること。
4. 法令で規定されている他の権利を使用すること。

保護された植物新品種の繁殖材料に関する本条の第1.1項から第1.7項に規定されている行為は、本法の第85条及び第86条に規定されている行為と合致しなければならない。

保護された植物品種を許可なく使用して取得した植物の全体又は一部を含む収穫物に関して本条の第1.1項から第1.7項に規定されている行為は、育成者が当該繁殖材料に関して自己の権利を行使する合理的な機会を有さない限り、育成者の許可を必要とする。ただし、本法の第85条及び第86条に規定されている行為を除く。

本条の第2段落の規定に従って保護されている収穫物から直接得られた製品であつて、当該収穫物の使用がまだ認可されていないものに対して、本条の第1.1項から第1.7項に規定されている行為は、育成者が当該植物品種の繁殖材料に関してその権利を適切に使用する機会を有する場合を除き、育成者から許可を得なければならない。ただし、本法の第85条及び第86条に規定されている行為を除く。

本条の第1段落から第4段落までの規定は、同様に、以下の植物品種に適用されるものとする。

1. 本質的に保護されている品種から導き出された品種。ただし、保護されている品種自体が他の植物品種から本質的に導き出された品種でない場合に限る。
2. 本法の第71条の規定に従って保護されている植物品種から明確に区別することができない品種。

3. 保護されている植物品種を再利用して作られた植物品種。

本条の第5段落で規定されている植物品種は、次の場合において植物育成に使用される最初の植物品種である他の植物品種から主に得られるものとみなされる。

1. 品種改良に使用された最初の植物品種から得られた品種、又は主に品種改良から得られた植物品種自体の主な品種である。ただし、品種改良に使用された最初の植物品種の遺伝子又は遺伝子の組合せから生じる主な特徴を依然として有するもの。

2. 品種改良に使用された最初の植物品種を明確に区別する能力がある。

3. 品種改良に使用された最初の植物品種の遺伝子又は遺伝子の組合せから生じる主な特性の出現において、品種改良に使用された最初の植物品種との一貫性を伴う品種改良行為から生じる差異が除外される。

主に他の植物品種に由来する植物品種は、自然界における植物品種の選択、植物品種の突然変異、ソマクローナル変異 (somaclonal variant)、原品種との繁殖を目的とする異なる特性の品種の選択、戻し交配による品種改良、又は植物の遺伝子工学による改良を通じて得られる場合がある。

### 第83条 (改訂) 植物新品種の保護期間

植物新品種の保護期間は、多年生植物及びぶどうの木については育成者権の付与日から25年とし、その他の植物品種については育成者権の付与日から20年とする。

植物新品種所有者は、保護期間を維持するために、毎年手数料及びサービス料金を前納しなければならない。

### 第84条 (改訂) 仮保護

育成者権の所有者は、育成者権付与出願の公開と当該権利の付与の期間中、本法の第82条に規定されている育成者の許可を必要とする何らかの行為を行った他の者から、公正な報酬を伴う仮保護を受けるものとする。

## 第4章

### 育成者権の例外及び制限

#### 第85条 (改訂) 育成者権の例外

育成者権の例外は、以下のとおりとする。

1. 私的、かつ、非商業目的の行為。
2. 研究・実験目的の行為。
3. 他の品種を改良する目的で行われた行為及び他の品種に対する本法の第82条の第1段落から第4段落までに規定されている行為。
4. 本法の第82条の第5段落に規定されている他の品種を育成する目的で行われた行為。ただし、本法の第82条の第1段落から第4段落までに規定されている他の品種を改良する目的で行われた行為については、権利者の許可を得なければならない。
5. 農業者自身の土地での繁殖、及び保護された植物品種又は本法の第82条の第5段落の第1項又は第2項で規定されている植物品種を含む、農業者自身の土地での栽培から得た収穫物を目的とした使用。ただし、その使用は適切な量に制限され、かつ、育成者の正当な利益が保護されるものとする。

#### 第86条 (改訂) 育成者権の消尽

育成者権は、保護されている植物品種の何れかの材料、又は本法の第82条の第5段落に規定されている当該材料から得られた部分が、育成者又はその同意によってラオス人民民主共和国の領土内で販売又は頒布された場合には、終了するものとする。ただし、以下の行為は除く。

1. 植物の更なる繁殖。
2. 当該品種が属する植物属または種の品種が保護されない国への繁殖材料の輸出。ただし、その輸出が消費目的である場合を除く。

本条の第1段落に規定されている繁殖材料は、以下のものとする。

1. あらゆる種類の繁殖材料。
2. 植物の全体又は部分を含む収穫物。
3. 収穫物から直接作られた製品。

#### 第87条 (改訂) 商業管理措置

ラオス人民民主共和国で施行されている、繁殖材料の生産、認証、マーケティング、輸出入などの商業管理措置は、本法に規定されている育成者権に影響を与えてはならない。

#### 第88条 (改訂) 育成者権の無効

育成者権は、以下の場合に無効とされる。

1. 本条の第 70 条又は第 71 条に規定されている条件が、育成者権付与の時点で満たされていない場合。
2. 植物新品種の登録が検討される際に育成者により商工省に提出された情報及び主要書類が、本法の第 72 条又は第 73 条に規定されている条件を満たさない場合。
3. 当該育成者権を受ける権利を有さない者に育成者権が付与された場合。ただし、当該育成者権を受ける権利を有する者に育成者権が移転されている場合を除く。

本条の第 1 項に規定されている場合を除き、いかなる理由があっても育成者権は無効とみなされない。

### **第 89 条 （改訂） 育成者権の取消**

育成者権は、以下の場合に取り消される。

1. 本法の第 72 条又は第 73 条に規定されている条件を遵守し続けることができなくなった場合。
2. 育成者が、当該品種の維持を証明するのに必要となる情報、書類又は繁殖材料を当局に提供しない場合。
3. 育成者が自己の権利の保護期間を維持するための手数料及びサービス料を納付しない場合。
4. 育成者が、権利付与後に当該植物新品種の名称が取り消された場合に、他の適切な植物新品種の名称を申し出ない場合。

### **第 90 条 （改訂） 公益に対する権利の制限**

政府は、緊急の公共の必要性に応じることが必要な場合には、権利所有者の許可なしで、保護されている品種の活用を許容する告示を發布することができるが、権利所有者は、公正な報酬を受ける。

## 第V編

### 著作権及び著作隣接権

#### 第1章

#### 著作権の保護

##### 第91条 (改訂) 保護を受ける作品

著作権は、文学、科学及び芸術の領域におけるすべての作品について、その表現の様式又は形態如何にかかわらず、ただし、それがその創作者の独創的な創作物であることを条件として、利用可能である。著作権は、以下に掲げるものについて利用可能である。

1. 芸術作品には、以下の作品が含まれる。
  1. 1. 線描、絵画、彫刻、石版画、タペストリー又は刺繍及びその他の美術作品。
  1. 2. 彫刻、彫版及びその他の彫刻作品。
  1. 3. 建物又は構築物の設計、内部又は外部の装飾、デザイン及びその他の建築作品。
  1. 4. 技法を用いた写真及び類似の方法により表現された作品。
  1. 5. 説明画、地図、平面図、スケッチ及び地理、地形、建築又は科学に関する立体作品。
  1. 6. 音楽劇作品、パントマイム又は演劇、舞踊作品及び実演のために創作されたその他の作品。
  1. 7. 編曲を含む歌詞を伴うか又は伴わない音楽作品。
  1. 8. 録音体。
  1. 9. 応用芸術作品。
  1. 10. フィルムその他の映画作品又は類似の方法で表現された作品。動画として継続的に映写すること及び同様に動画として継続的に投射できるように他の材料に記録することが可能な一連の画像からなる視聴覚作品(かかる作品のサウンドトラックを含む)を含む。
  1. 11. その他の芸術作品。
2. 文学作品及び科学作品には、それぞれの場合に応じて以下のような作品が含まれる。
  2. 1. 書籍、論文、パンフレット、雑誌、印刷物及びその他の記録された作品。
  2. 2. 討論、コメント、演説、講演、説教、指導及びその他の記録されたスピーチの原稿。
  2. 3. 脚本、物語、詩歌。
  2. 4. ソースコード、オブジェクトコードを問わず、コンピュータプログラム及びデータ編集物。
  2. 5. その他の文学作品及び科学作品。
3. 百科事典、選集又はデータ編集物等の文学作品又は芸術作品の収集物で、その内容の選

択及び配置のゆえに知的創作物を構成するもの。  
いかなる作品も、有形又は電子形式で記録された後に創作されたものとみなされる。

## 第92条 二次的著作物

二次的著作物は、二次的著作物の基礎となっている原作品の創作者の権利を害することなく、原著作物として保護される。

## 第93条 著作権の保護を受けることができないもの

著作権として保護を受けることができないものは、以下のとおりとする。

1. 情報の性質を有する日々のニュース又は実際に起きる出来事。
2. 着想、手順、運用方法、又は数学的概念自体。
3. 立法、行政規則、訴訟手続きに関する書類及び当該書類の公式の翻訳文。

## 第2章

### 著作隣接権の保護

#### 第94条 著作隣接権の保護による受益者

著作隣接権の保護による受益者は、以下のとおりとする。

1. 俳優、歌手、音楽家、踊り手及び文学若しくは芸術作品又は民間伝承の表現を演じ、歌い、朗読し、役を演じ又はその他の方法で実演するその他の者を含む実演者。
2. 実演の音若しくはその他の音の最初の固定物又は音の表現物を採取する録音体制作者。
3. ラジオ放送又は無線又は有線による公衆向け視聴覚放送を創始し、実行した放送事業者及び放送組織。

#### 第95条 保護を受ける著作隣接権

保護を受ける著作隣接権は、以下のとおりとする。

1. 実演。
  - 1.1. ラオス国民、ラオス人民民主共和国に居住する外国人又は無国籍者によるラオス国内又は国外における実演。
  - 1.2. 外国人によるラオス人民民主共和国における実演。
  - 1.3. ラオス人民民主共和国が加盟している条約及び関連する国際協定に基づいて保護されている実演。
2. 録音。
  - 2.1. ラオス国民、ラオス人民民主共和国に居住する外国人又は無国籍者によるラオス又は国外における録音の制作。
  - 2.2. 外国人によるラオス人民民主共和国における録音の制作。
  - 2.3. ラオス人民民主共和国が加盟している条約及び関連する国際協定に基づいて保護されている録音の制作。
3. 放送。
  - 3.1. ラオス国民、ラオス人民民主共和国に居住する外国人若しくは無国籍者又はラオス人民民主共和国内に本社を有する放送組織による国内若しくは国外での放送。
  - 3.2. ラオス人民民主共和国内に存在する送信機及び受信機によって放送される放送。
  - 3.3. ラオス人民民主共和が加盟している条約及び関連する国際協定に基づいて保護されている放送。
4. 暗号化されているか若しくは暗号化されていない番組を送信する衛星放送。
  - 4.1. ラオス人国民、ラオス人民民主共和に居住する外国人若しくは無国籍者によるラオス国内又は国外における暗号化されているか若しくは暗号化されていない番組を送信する衛星放送。

4.2. 外国人によるラオス人民民主共和における暗号化されているか又は暗号化されていない番組を送信する衛星放送。

4.3. ラオス人民民主共和が加盟している条約及び関連する国際協定に基づいて保護されている暗号化されているか又は暗号化されていない番組を送信する衛星放送。

実演、録音及び暗号化されているか又は暗号化されていない番組を送信する衛星放送は、作品にかかる著作権を害することなく、本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定されているところにより保護される。

## 第3章

### 著作権及び著作隣接権の通知

#### 第96条 (改訂) 著作権及び著作隣接権の通知

著作権又は著作隣接権は、作品が創作された時に登録要件なしに直ちに発生する権利であるが、特に権利侵害又は紛争の場合における証拠又は記録のために、権利の通知を商工省に記録することができる。

#### 第97条 (改訂) 著作権及び著作隣接権通知の記録

著作権又は著作隣接権通知の申請を受理したときは、商工省は、申請が所定の要件を満たすことを条件として、当該通知を記録し、証拠の受領証を交付する。著作権又は著作隣接権通知には、作者の名称、作品の名称及び創作の日付を表示するが、申請人の権利を限定してはならない。

## 第4章

### 著作権所有者

#### 第98条 (改訂) 著作権所有者

文学、芸術及び科学作品に関する著作権の所有者は、著作者人格権及び経済的権利を有する著作者とする。作品が共同で作られた場合は、別段の合意がない限り、所有権は作者らが共有する。

作品が雇用の過程で作られた場合は、別段の合意がない限り、雇用者を所有者とする。

著作権の所有権及びそれに基づく経済的権利は、契約により譲渡し又は相続により移転することができる。

雇用契約であってそれに基づいて作品又は録音が創作されたものを含む契約により著作権の所有権及び経済的権利を取得し又は保有する者は、かかる権利を自己の名称で行使しかつこれらの権利から導き出された利益を全面的に享受することができる。

#### 第99条 (改訂) 実演又は映画作品への貢献者

監督、編集者、撮影技師、舞台主任、コンポーザー、シナリオライター、音響技師、照明技師、スタジオアーティスト、スタジオインスツルメントマネジャー、技術主任及び類似の貢献をしたその他の者を含む、実演又は映画作品に創造的貢献をした者は、実演又は映画作品の共同作者であるとみなされる。

共同作者は、当該事情の下で不可能でない限り、自己の貢献について名を挙げられる権利を有する。

書面による別段の合意がない限り、かかる共同作者は、当該作品の複製、頒布、講演、無線、放送若しくはその他の公衆への伝達手段による公衆への伝達又はテキストの字幕付けやダビングに異議を唱える権利を有さない。ただし、映画製作者、音響作曲家、映画に使用される音楽の作曲家、又は映画の監督には適用されない。

## 第 100 条 （改訂） 著作者人格権

著作者は、以下の著作者人格権を有する。

1. 当該作品の最初の開示及び最初の公表。ただし、著作者の死後の当該権利の使用について当該著作者自身が書面で他者に与えた場合を除く。
2. 作品の作者であることを主張すること、当該作品に関する宣伝に関連して自己の名称を表示・使用させること、変名又は筆名を使用すること、又は当該作品を匿名で発表すること。
3. 作品の他者への誤った帰属に異議を唱えること。
4. 自己が実際に創作しなかったか又は他者によって変更された作品との関連での自己の名称の使用に異議を唱えること。
5. 作品の歪曲、骨抜き若しくはその他の変更又は作品に関するその他の行為で作者の名誉若しくは誠実性を害するものに異議を唱えること。

作者ではないがその名称を使用した者、又は著作物の経済的権利の所有者である者は、本条の第 5 項に規定されているものと同じ権利を有するものとする。

作者が経済的権利を所有していない場合でも、著作者人格権を他人に譲渡することはできないが、本条の第 2 項及び第 5 項に規定されている権利は、著作者の経済的権利が終了して公衆のものになるまで存続する。本条の第 3 項、第 4 項及び第 2 項に規定されている権利については、当該利害関係者は期限なくその権利を使用することができる。

## 第 101 条 （改訂） 経済的権利

芸術作品又は文学作品の著作権所有者は、自己の作品に対して以下の行為を実行する又は実行を許可する独占権を有する。

1. 作品を収集すること。
2. 作品を何れかの態様又は形態（作品の複製品の頒布を含む）で再現すること。
3. 作品を翻訳すること。
4. 作品を放送すること。
5. 著作物を、有線若しくは無線通信システムを使用して、又は作品の複製に伴う放送によって公衆に伝達又は公開すること。
6. 放送作品を、拡声器又は類似のシステムを備えた送信機、信号、音声若しくは画像により公衆に伝達又は公開すること。

本条の第4項に基づく許可は、別段の定めがない場合、放送作品を音響又は画像の記録機器を使用して記録することの許可とみなされない。

文学作品については、作者又は著作権所有者は、自己の作品に対して以下の行為を実行する又は実行を許可する独占権を有する。

1. 自己の作品を何れかの手段又は方法により公衆に朗読すること。
2. 自己の作品を朗読又は何れかの手段により公衆に伝達又は公開すること。
3. 自己の作品の朗読を翻訳すること。

演劇、音楽劇及び音楽作品に関しては、作者又は著作権所有者は、自己の作品に関して以下の行為を実行する又は実行を許可する独占権を有する。

1. 自己の著作物を公衆に実演又は公開すること（何れかの手段又は方法による公演を含む）。
2. 自己の著作物を公衆に伝達又は公開すること。
3. 自己の実演作品を翻訳すること。

作者又は著作権所有者は、以下の自己の作品の翻案、編曲（改作）又はその他の変更を実行する又は実行を許可する独占権を有する。

1. 映画・演劇作品の翻案、芸術作品若しくは文学作品の再現、及び翻案・再現された作品の頒布。
2. 無線又は有線通信システムによる著作物又は著作物を翻案若しくは再現した作品を、公衆に提示又は伝達すること。

作者又は著作権所有者は、以下の事柄を実行若しくは許可又は禁止する権利を有する。

1. 著作物の、録音、コンピュータプログラム又はデータ若しくはその他の材料の編集物などの全部又は一部の直接的又は間接的な再現。
2. 録音の複製物のラオス人民民主共和への輸入。かかる複製物が関係権利所有者により市場に出されたか否かを問わない。
3. 作品の原物を輸出又は自己の何れかの作品を複製すること。
4. 録音の原物及び各複製品の販売、賃貸又はその他の方法による最初の公の頒布。
5. 直接的又は間接的な商業的利益の目的での表記法の形態による視聴覚作品、録音又は音楽作品の原物又は複製品の有料貸出、リース又は貸与。
6. 本段落の第5項に規定されているコンピュータプログラム又はデータベースを使用する権利。ただし、コンピュータプログラムの複製品が主な貸出の目的ではない場合を除く。権利所有者の同意を得てコンピュータプログラムの原物又は複製品を市場に出すことは、貸出権を消尽するものではない。

作者又は著作権所有者は、自己の許可を得て合法的に取得した作品の原物又は複製品の輸入又は輸出を阻止することはできない。

文学又は芸術作品の作者又は著作権所有者は、以下を実行若しくは許可する独占権を有する。

1. 映画作品の翻案若しくは再現、及び翻案若しくは再現された当該作品を頒布すること。
2. 映画作品を翻案又は再現したものを有線又は無線通信システムを使用して公衆に提示又は伝達すること。

文学又は芸術作品から導き出された映画作品その他の芸術形態への翻案は、当該映画作品の作者の許可権を害することなく、依然として原作品の作者の許可を受けなければならない。文学、演劇、劇音楽、音楽、振付け、無言劇、静止画その他の視聴覚作品を含む写真、静止画又は視聴覚作品の作者又は著作権者は、以下の事柄を実行又は実行を許可する権を有する。

1. 自己の作品の公演。何れかの手段又は方法による公演を含む。特に録音の場合は、著作権で保護されている作品をデジタル音声伝送信手段により公に実演すること。
2. 自己の作品の実演の公衆への伝達。
3. 自己の実演作品の翻訳。

### **第 102 条 （改訂） 著作者人格権及び経済的権利の侵害**

作者以外の如何なる個人、法人又は組織も、作者による許可を得ずに第 100 条に規定されている行為の何れも実行してはならず、かつ、本法に別段の規定がある場合を除いては、許可を得ていないかかる行為の何れも作者の著作者人格権の侵害行為であるものとみなされる。

作者以外の如何なる個人、法人又は組織も、作者による許可を得ずに第 101 条に規定されている行為の何れも実行してはならず、かつ、本法に別段の規定がある場合を除いては、許可を得ていないかかる行為の何れも作者の経済的権利の侵害行為であるものとみなされる。

作者又は著作権所有者は、訴訟を起こす権利、他者によって引き起こされた損害から補償を受ける権利など、法令に基づいて自らの利益を他者による自己の著作者人格権又は経済的権利の侵害から守る権利を有する。

### **第 103 条 （改訂） コンピュータプログラム及びデータ編集に対する著作権**

コンピュータプログラムとは、コンピュータを操作するため又は一定の結果を出すためにコンピュータにより使用される 1 連の命令又はその他の物をいい、コンピュータ言語如何を問わない。コンピュータプログラムは、ソースコード、オブジェクトコードにかかわらず、文学作品として保護される。

機械可読の形であるかその他の形であるかを問わず、データ又はその他の材料の編集であつて、その内容の選択又は配置の理由で知的創作物を構成するものは、文学作品として保護される。かかる作品の保護は、データ又は材料自体には及ばず、また、当該データ又は材料に存在する如何なる著作権も害しない。

### **第 104 条 伝統的芸術又は芸術作品**

伝統的文学又は芸術作品に基づく作品は、同一の伝統的文学又は芸術作品に基づいて独創的な作品を作りかつ伝統的文学及び芸術作品を活用し続ける他者の権利を害することなく、著作権に基づいて保護される。

伝統的文学又は芸術作品の収集物は、類似の収集物を集め又は物語を語り若しくはかかる収集物に含まれる伝統的作品をその他の方法により再現し、変更し又は販売し続ける他者の権

利を害することなく、著作権に基づいて保護される。

## 第5章

### 著作隣接権所有者

#### 第105条 著作隣接権所有者

著作隣接権所有者は、以下のとおりである。

1. 実演者。
2. 録音体制作者。
3. 放送事業者及び放送組織。

#### 第106条 (改訂) 実演者の著作者人格権

実演者の経済的権利とは無関係に、かつ、かかる権利の移転後も、実演者は、自己の生の聴覚的実演又は録音体に固定された実演に関して自己の実演の実演者として特定されることを、当該実演の使用態様によりそうしないことを要する場合を除いて、主張する権利及び自己の実演の歪曲、骨抜き又はその他の変更であつて自己の名誉及び評判を害するものに異議を唱える権利を有する。

本条項に従つて実演者に付与される権利は、同人の死後、経済的権利の消滅まで維持されるものとし、かつ、実演者がその他の者による当該権利の行使を定めたのでない限り、実演者の相続人により行使される。

#### 第107条 (改訂) 実演者の経済的権利

実演者は、以下の行為について独占権を享受する。

1. ライブ実演。
  - 1.1. 放送及びライブ実演の公衆への伝達。当該実演が既に放送されており、著作隣接権物の公開に関連している場合を除く。
  - 1.2. ライブ実演の記録。
2. 何れかの態様又は形態により録音された自己の実演を直接的又は間接的に再現すること。
3. 録音された自己の実演の原物及び複製品を販売又はその他の所有権移転を通じて公衆の利用に供すること。ただし、かかる権利は、実演者の許可を得て合法的に販売され又はその他の方法により移転された固定された実演の原物及び同一の複製品の後の販売又はその他の所有権移転には及ばない。
4. 録音された自己の実演の原物及び複製品の公衆への商業的有料貸出。このことは、当該録音物が実演者により又は実演者の許可に基づいて頒布された後も該当する。
5. 録音された自己の実演を、有線又は無線の手段により、公衆個人が選択する場所及び時において利用できるような方法で、公衆の利用に供すること。
6. 契約又は相続により、作品を自己の実演に自由に移転すること。

## 第 108 条 （改訂）録音体作者の権利

録音体作者は、以下の行為について独占権を享受する。

1. 何れかの態様又は形態による自己の録音体を直接的若しくは間接的に再現すること。
2. 自己の録音された原物及び複製品を、販売又はその他の所有権移転により、公衆の利用に供すること。ただし、かかる権利は、当該録音体作者の許可を得て合法的に販売され又はその他の方法により移転された原物及び同一の複製品の後の販売又はその他の移転には及ばない。
3. 自己の録音された原物及び複製品の公衆への商業的有料賃貸。これは、制作者により又は制作者の許可を得てこれらが頒布された後にも適用される。
4. 自己の録音を有線又は無線の手段により、公衆個人が選択する場所及び時において利用できるような方法で、公衆の利用に供すること。
5. 契約又は相続により、作品を自己の録音に自由に移転すること。

## 第 109 条 （改訂）実演者及び録音体作者の報酬を受ける権利

実演者及び録音体作者は、放送又は公衆への伝達のために商業目的で公表された録音体の直接又は間接の使用について、単一の公平な報酬を受ける権利を享受する。有線又は無線の手段により、公衆個人が選択する場所及び時において利用できるような方法で公衆の利用に供された録音体は、商業目的で公表されたものとみなされる。報酬については、実演者と録音体作者との間の合意に依拠する。

## 第 110 条 （改訂）放送事業者及び放送組織

放送事業者及び放送組織は、以下の行為を許可する独占権を享受する。

1. 自己の放送の記録。
  2. 自己の放送の再現。
  3. 自己の放送の無線手段による再放送。
  4. 自己の放送のテレビジョン放送の公衆への送信。
  5. 著作隣接権作物の公開。
  6. 契約又は相続により、作品を自己の放送に自由に移転すること。
- 報酬については、実演者と録音体作者との間の合意に依拠する。

## 第6章

### 著作権及び著作隣接権の保護期間

#### 第111条 (改訂) 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、当該作品が創作された日に開始し、かつ、以下のとおり、暦年の末日まで継続するものとする。

1. 作者の死亡日から50年後又は共同作者が複数いる場合は最後に生存した作者の死亡日から50年、ただし、本条に別段の規定がある場合を除く。
  2. 匿名又はペンネームによる作品については、作品が合法的に公表された日から50年。ただし、以下の場合は、保護期間は、本条の第1項に規定に従うものとする。
    - 2.1. 作者が匿名又はペンネームを用いても作者の身元に疑いの余地がない場合。
    - 2.2. 匿名又はペンネームによる作品の作者が定められた期間中に自己の身元を開示した場合。
  3. 映画作品については、作品が著作権者の許可を得て最初に公衆の利用に供された日から50年間、ただし、当該作品の公表がない場合、保護期間は作品の制作日から50年。
  4. 応用芸術及び写真については、創作日から30年。
- ラオスが加盟している条約がある場合、著作権保護期間は当該条約を遵守するものとする。

#### 第112条 (改訂) 著作隣接権の保護期間

著作隣接権保護の存続期間は、以下のとおりとする。

1. 実演者については、保護期間は実演の日以降、実演が録音された実演の日から50年間とし、50年目の暦年の末日以内に終了するものとする。
2. 録音体制作者については、保護期間は最初の録音体制作の日から50年間とし、録音体の公表が行われてから50年目の暦年の末日以内に終了し、又は録音の日から50年以内に当該作品の公表がない場合は、保護期間は録音が行われてから50年目の暦年の末日以内に終了するものとする。
3. 放送事業者及び放送組織については、保護期間は最初の放送の日から50年間とし、当該番組が最初に放送されてから50年目の暦年の末日以内に終了するものとする。

## 第7章

### 著作権及び著作隣接権所有者の公正な使用及び義務

#### 第113条 (改訂) 公正な使用に合致する行為

以下の行為は、著作権者及び著作隣接権者の同意なしに、かつ、報酬なしに許容される。

1. 既に合法的に公衆の利用に供されている作品からの引用であって、公正な使用に合致し、かつ、その範囲が目的により正当化される範囲を超えないもの。報道内容要約の形での新聞記事及び定期刊行物からの引用を含む。
2. 出版物、放送、又は教育又は科学研究のための音声若しくは画像の記録に含まれる芸術作品又は文学作品の適切な利用。ただし、かかる利用が慣行に矛盾しないものとする。
3. 美術作品、写真及びその他の芸術作品並びに応用芸術作品の写真又は映画による再現。ただし、これらの作品が既に公表され、公に展示され又は公衆に伝達されていることを条件とし、かつ、かかる再現が写真又は映画作品に付随的なものであり、写真又は映画作品の目的ではない場合に限る。
4. 文学作品の点字又はその他の視覚障害者用の文字への翻訳。
5. コンピュータプログラムの再現であって当該コンピュータプログラムの通常の運用の中で生じるもの。ただし、当該コンピュータプログラムの使用が著作権所有者の許可の条件に合致することを条件とする。
6. バックアップ若しくはアーカイブ保存のため又は適法に取得した作品であって紛失した、破棄された又は作動しないものの取替のための電子媒体に包含される作品の再現。

本条第1項及び第2項に規定されている作品が利用された場合において、出所又は作者の名称が作品に示されているときは、それに言及しなければならない。

著作権者の同意なしに、かつ、報酬なしに許容される行為は、公正な使用に合致するとともに、新聞や雑誌で公表された記事の報道、放送又は有線での公衆へ伝達による経済、政治、宗教に関する記事の出所を示さなければならない。

出来事の見聞による芸術的又は文学的作品は、写真撮影、映画撮影、放送、又は有線若しくは無線による公衆への伝達による出来事を報告するために再現及び公表することができる。本条の第1段落から第4段落に規定されている行為は、作品の通常の利用と矛盾してはならず、権利者の正当な利益に不適切な損害を与えてはならない。

前記の使用が公正な使用となるか否かの判断においては、別途規定で定める実情に基づくものとする。

以下の行為は、公正な使用に合致しないものとする。

1. 建築作品の再現。当該作品の建設によるものを含む。
2. 権利者の許可なく、著作権又は著作隣接権を保護するための技術的手段を回避する又は権利管理に関する電子情報を除去若しくは改変して再現すること。

**第 114 条 著作権及び著作隣接権所有者の義務**

著作権所有者及び著作隣接権所有者の義務は、本法の第 55 条に従って履行される。

## 第8章

### 著作権集団管理組織

#### 第115条 (改訂) 著作権集団管理組織

著作権集団管理組織とは、作者、著作権所有者、著作隣接権所有者の団体の間の合意によって設立され、かつ、商工省の管理下にある法人をいい、自己の著作権及び著作隣接権を保護するために法令に従って様々な活動を行う。

#### 第116条 (改訂) 著作権集団管理組織の役割

著作権集団管理組織は、以下の役割を有する。

1. 作者に代わって著作権及び著作隣接権を管理すること。
2. 使用許可の交渉、著作権者及び著作隣接権者に代わる報酬の徴収、著作権料及びそれらの権利の使用許可から得られるその他の物質的利益を含む報酬の共有及び分配を行うこと。
3. 会員を法的手続において代理すること及びそれらの者に代わって紛争を調停することを含め、会員の権利及び法令上の利益を保護すること。

#### 第117条 (改訂) 著作権集団管理組織の権利及び義務

著作権集団管理組織は、以下の権利及び義務を有する。

1. 創作活動及びその他の社会活動の奨励を確立すること。
2. 著作権及び著作隣接権の保護に関する相互的關係のある国内組織及び国際組織と協力すること。
3. 規定に従い、自己の活動に関して、商工省に報告すること。
4. 本法の規定に従って、その他の権利及び義務を履行すること。

## 第 VI 編

### 知的財産の侵害及び不正競争

#### 第 1 章

#### 知的財産の侵害

##### 第 118 条 (改訂) 知的財産権の侵害

産業財産の侵害とは、本法の第 47 条から第 53 条までに規定されている何れかの行為で産業財産所有者の許可を受けていないものをいう。

本条の第 1 段落に規定されている行為は、以下の場合は産業財産の侵害とはならない。

1. 主張されている権利が、保護要件が満たされていないゆえに無効である場合。
2. 保護期間が満了しているか又は当該権利がもはや有効でない場合。
3. 所有者の許可を要する場合に所有者が当該の許可を付与したか又は特許若しくは小特許について許可が第 64 条に基づく命令に従って付与された場合。
4. 他国の船舶の船上における、当該船舶の船体の特許の主題を構成する機械、昇降機、ギアユニット及びその他の機器の中での使用であって、当該船舶が一時的又は偶発的にラオス人民民主共和国の領水に入った場合。ただし、かかる装置がもっぱら当該船舶の必要上ラオスで使用されることを条件とする。
5. 他国の航空機若しくは車両又はかかる航空機若しくは車両の附属品の建造若しくは運用における特許の主題を構成する装置の使用であって、当該航空機又は車両が一時的又は偶発的にラオス人民民主共和国に入った場合。
6. 本法の第 64 条から第 67 条までに規定されている制約。

##### 第 119 条 (改訂) 植物新品種権の侵害

植物新品種権の侵害は、以下のとおりとする。

1. 本法の第 82 条に基づいて禁止されている行為の何れかを、なお保護期間中にある植物品種に関して権利所有者の許可を得ずに実行すること。
2. 本段落の第 1 項に規定されている行為の何れかを、権利所有者の許可を得て、しかし、かかる許可を与える条件に規定する権利所有者への報酬を与えることなく又はその他の方法でかかる許可の条件に違反して、実行すること。
3. 保護されている同一グループ内の新品種の名称と同一又は類似する場合のものである、品種の名称を異なる品種に使用すること。
4. 異なる植物品種に承認された名称を使用すること。

本法の第 82 条に規定されている行為は、以下の場合は植物新品種権の侵害とはならない。

1. 当該行為が第 90 条に基づいて当該行為を認可する命令の対象である場合。
2. 繁殖材料に関する育成者権又は収穫物が本法の第 86 条に基づいて消尽していること。
3. 当該行為が本法の第 90 条に規定されている公益に基づく制限の対象である場合。
4. 育成者権が本法の第 88 条に基づいて裁判所により無効と宣言され、かつ、上訴期間が満了した場合。
5. 当該権利が本法の第 89 条に基づいて取り消された場合。

## 第 120 条 （改訂）著作権及び著作隣接権の侵害

著作権及び著作隣接権の侵害は、以下のとおりとする。

1. 本法の第 102 条規定されている行為を行うこと。又は、本法の第 106 条、第 107 条、第 108 条、第 109 条及び第 110 条に違反する行為を行うこと。
2. 実演者又は録音体制作者が自己の権利の行使と関連して使用する、また、自己の実演又は録音体に関して関係実演者又は録音体制作者が許可していないか若しくは法律により認められていない行為を制限する、効果的な保護手段を回避すること。
3. それが著作権又は著作隣接権の侵害に導くことを知りつつ又はそのことを知る合理的な理由が有りながら、以下の行為を実行すること。
  - 3.1. 許可を得ずに電子著作権管理情報を除去し又は改変すること。
  - 3.2. 電子著作権管理情報が許可を得ずに除去されたか又は改変されたことを知りつつ、実演、固定された実演の複製品又は録音体を許可なしに頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し又は公衆の利用に供すること。
4. 法的許可なく商業目的で、暗号化されているか又は暗号化されていない衛星信号による番組を記録し又は公表すること。

## 第2章

### 不正競争

#### 第121条 (改訂) 不正競争

産業又は商業分野における誠実な慣行に反する何れの行為も、不正競争行為となる。以下の行為は、不正競争行為となり、禁止される。

1. 商品の出所又は生産者、製造者若しくは販売人の身元にかかる虚偽の表示の直接又は間接の使用。
2. 何れかの手段により、競争相手の営業所、商品又は産業上若しくは商業上の活動との混乱を生じさせるような行為。
3. 競争相手の営業所、商品又は産業上若しくは商業上の活動の信用を傷つけるような内容の虚偽の申立。
4. 表示又は申立の使用で、かかる使用が当該商品の出所、種類、製造方法、特性、用途又は数量の適合性に関して公衆に誤認を生じさせる場合。

#### 第122条 (改訂) 商標の偽造商品

偽造商標商品とは、当該商品に関して正当に登録された商標と同一の又はその本質的な態様において商標から識別することができない、従って当該の商標の所有者の本法に基づく権利を侵害する商標を許可なしに付した商品を行い、包装を含む。適切に登録された商標と特定の特徴を区別できない包装は、本法で規定されている商標所有者の権利の侵害とみなされる。

偽造商標商品の製造、販売、販売のための申出、広告、営業、輸出又は輸入は、本法に違反するものとする。

#### 第123条 (改訂) 著作権の侵害商品

著作権侵害商品とは、著作権又は著作隣接権で保護された作品を複製する商品であって、当該複製品が下記に該当する場合のものをいう。

1. 権利所有者又は生産国において権利所有者により適正に許可された者の同意を得ないで作られた。
2. 映画館における映画作品を記録する機器の使用を含め、直接的又は間接的にある物品から作られた。

著作権侵害商品の製造、販売、販売のための申出、広告、営業、輸出又は輸入は、本法の違反とみなされる。

## 第 VII 編

### 知的財産基金

#### 第 124 条 (改訂) 基金の設立

知的財産基金は、商工省及び財務省の管理及び監視に基づき、知的財産活動、特に社会の人々の創造性と革新の促進に使用する資金を集め、調達し、知的財産業務に対する幅広い認識を育成し、その活用を促進し、ビジネスに付加価値を創造し、全国の零細企業、中小企業の強化と競争力を構築し、継続的、持続的、効果的となるようにするために、設立された国の基金である。

知的財産基金は、「KTP」と略される。

#### 第 125 条 (新) 基金の資金源

知的財産資金は、以下から調達される。

1. 国の拠出
2. 国内外からの無償支援
3. 個人、法人、団体の自発的な拠出
4. 法律に違反しないその他の資金源

#### 第 126 条 (新) 基金の管理及び使用

知的財産基金の管理及び使用は、国家予算法及びその他の関連法に従って透明性と監査可能性を確保しなければならない。

基金の組織及び活動については、別途規定で定める。

## 第 VIII 編

### 禁止事項

#### 第 127 条 (新) 一般禁止事項

個人、法人、組織が次のような行為をすることを禁止する。

1. 障害を生じさせ、知的財産の促進と保護を妨げること。
2. 所有者の許可なく、他者の知的財産を偽造、改変、商業目的で利用すること。
3. 他者の知的財産にかかる作品を自分のものとして主張すること。
4. 知的財産にかかる作品の検証を求めるために、書類を偽造し、偽造された書類を使用すること。
5. 法律に違反する他の行為を行うこと。

#### 第 128 条 (改訂) 関係する公務員に対する禁止事項

関係する職員及びスタッフは、以下の行為を禁止する。

1. 自分自身とその当事者の利益のために、権力、職務、地位の乱用、強制、脅迫、他人との共謀を行うこと。
2. 責任と義務の欠如。
3. 賄賂やその他の利益を請求し、求め、受け取ること。
4. 個人、法人、団体に対して不公平や偏見を持って職務を遂行すること。
5. 所有者の許可なく知的財産に関する情報を開示すること。
6. 書類審査において不法に遅らせ、妨害し、先延ばしさせること。
7. 法律に違反する他の行為を行うこと。

## 第 IX 編

### 知的財産の管理及び検査

#### 第 1 章

#### 知的財産管理

##### 第 129 条 (改訂) 知的財産行政機関

政府は、全国において集中的かつ統一的原則により知的財産を管理するものとし、商工省に産業及び商業、農業及び林業、情報、文化及び観光、教育及びスポーツ、公衆衛生、金融各部門及び関係地方行政機関等の関係部門との中央調整機関としての役割を与える。

知的財産行政機関には、以下が含まれる。

1. 商工省
2. 首都・県商工局
3. 特別市・特別区・郡商工事務所

##### 第 130 条 (改訂) 商工省の権利及び義務

知的財産の管理において、商工省は、自らの責務に従って、以下の権利及び義務を有する。

1. 政府による検討を提案するために知的財産活動の発展に伴う政策、法律、戦略計画、規制を検討、制定すること。
2. 政策、法律、戦略計画の実施にかかる計画、プログラム及び詳細なプロジェクトを策定し、それらを実行すること。
3. 知的財産活動にかかる規則、決定、指示、勧告及び告示を発出すること。
4. 知的財産に関連する政策、法律、戦略計画、規制について普及させ、教育すること。
5. 全国の知的財産活動の実施を指導し、監視し、かつ、評価すること。
6. 知的財産を登録し、かつ、知的財産サービスを提供すること。
7. 知的財産登録証明書を発行し又は取り消し及び知的財産サービスを提供する個人、法人又は組織にライセンスを発行し又はライセンスを取り消すこと。
8. 知的財産権に関する個人、法人又は組織からの提案を受け取り、検討し、解決すること。
9. 知的財産分野における人材の創出、育成、レベルアップ、管理及び活用を行うこと。
10. 知的財産の管理、監視、促進に関連する他の省庁、機関、地方自治体との調整を図ること。
11. 知的財産活動において、諸外国との調整及び協力を図ること。
12. 政府に対して、知的財産活動の実施に関して定期的に要約し、報告すること。
13. 法律で規定されている権利を使用し、その他の義務を履行すること。

### 第 131 条 （改訂）首都・県商工局の権利及び義務

知的財産の管理において、首都・県商工局は、自己の責任範囲に応じて以下の権利と義務を有する。

1. 知的財産にかかる政策、法律、戦略計画、規制を策定、実施すること。
2. 知的財産業務に関連する政策、法律、戦略計画及び規制について普及させ、教育すること。
3. 商工省の指定に従って知的財産サービスを提供すること。
4. 知的財産業務の実施を監視及び評価すること。
5. 知的財産業務に関する個人、法人、又は組織からの提案を受け取り、検討し、解決すること。
6. 知的財産分野における人材の創出、育成、レベルアップ、管理、活用の提案をすること。
7. 知的財産業務の管理、監視、促進において他の部門、機関、群レベルの自治体と調整すること。
8. 割り当てられた知的財産業務に関して諸外国と交流し、協力すること。
9. 知的財産業務の実施状況に関して定期的に要約し、商工省及び県レベル自治体に報告すること。
10. 法律で規定されている権利を使用し、その他の義務を履行する。

### 第 132 条 （改訂）特別市・特別区・郡商工事務所の権利及び義務

知的財産の管理において、特別市・特別区・群商工局は、自己の責任範囲に応じて以下の権利と義務を有する。

1. 知的財産業務に関する政策、法律、戦略計画、規制を実施すること。
2. 知的財産業務に関する政策、法律、戦略計画、規制について普及させ、教育すること。
3. 首都・県の商工局から割り当てられた知的財産サービスを提供すること。
4. 知的財産業務の実施を監視、評価すること。
5. 知的財産業務に関する個人、法人、又は組織からの提案を受け取り、検討し、解決すること。
6. 知的財産管理の分野における人材の創出、育成、レベルアップ、管理、活用の提案をすること。
7. 知的財産活動の管理、監視、促進において他の事務所、機関、村レベルの自治体と調整すること。
8. 知的財産業務の実施状況を定期的に要約し、群レベルの商工局、自治体に報告すること。
9. 法律で規定されている権利を使用し、その他の義務を履行する。

### 第 133 条 （改訂）その他の部門、機関及び地方自治体の権利及び義務

その他の部門、機関及び関連地方自治体は、自らの役割と責任に応じて、知的財産の管理

と開発において産業および商業部門と調整、協力する権利と義務を有する。

## 第2章

### 知的財産検査

#### 第134条 (改訂) 知的財産検査機関

知的財産行政検査機関には、以下が含まれる。

1. 内部検査機関であって、本法の第129条に規定されている知的財産行政機関と同一である機関。
2. 国民議会、地方人民議会、国家監査組織、国家検査機関、政府検査機関、ラオス国家建設戦線、大衆組織及びメディアを含む外部検査機関。

#### 第135条 (新) 検査内容

知的財産の検査は、以下の内容を有する。

1. 知的財産業務に関する政策、法律、戦略計画、規制の実施。
2. 知的財産サービスの提供。
3. 知的財産資金の管理及び活用。
4. その他必要と判断される内容。

#### 第136条 検査方式

知的財産の検査は、以下の3つの方式で行われる。

1. 一定の期限を定めて計画に基づいて実施する通例の検査。
2. 必要があると認められる場合に行う計画外の検査であり、事前に被検査者に通知する必要がある予告を伴う不定期な検査。
3. 被検査者に事前に通知せずに緊急に検査を行う緊急検査。

知的財産の検査においては、法令を厳守するものとする。

#### 第137条 (改訂) 国境検問所における知的財産検査

知的財産侵害行為を押さえるために、国境検問所に配置された税関職員は、輸出入商品を検査し、商標、著作権及び著作隣接権を侵害する商品を押収し、かつ、没収する職権上の権利を有する。

## 第 X 編

### 功労者に対する方針及び違反者に対する措置

#### 第 138 条 功労者に対する方針

知的財産の管理及び保護等、本法の上で顕著な業績を挙げた個人、法人又は組織は、規定に従って賞又はその他の功績を授与される。

#### 第 139 条 (改訂) 違反者に対する措置

本法に違反した個人、法人又は組織は、場合に応じて、教育又は警告、懲戒処分、罰金、民事補償又は刑事罰を課される。

#### 第 140 条 罰金措置

知的財産法に故意に違反した又は刑事犯罪ではない法令に故意でない違反を犯した個人、法人又は組織は、生じた損害額の 1%の罰金に処される。

2 回目に又は反復して故意に違反した個人、法人又は組織は、各違反について生じた損害額の 5%の罰金に処される。

## 第 XI 編

### 最終規定

#### 第 141 条 施行

ラオス人民民主共和国政府は、本法を施行する責任を負う。

#### 第 142 条 (改訂) 効力

本法は、ラオス人民民主共和国国家主席が本法を公布する政令を發布し、かつ、公報における広告がなされた後の、2024 年 1 月 24 日から発効する。

本法は、2017 年 11 月 15 日付の知的財産法第 38 号/国民議会に代わるものである。

国民議会議長



Dr. サイソムポーン・ポムヴィハーン